

# 結城市地域防災計画

## （風水害対策編）

令和3年

結城市防災会議



# 目 次

第1章 総 則	1
第1節 防災計画の概要	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の用語	1
第3 計画の構成	1
第4 計画の修正	2
第5 他の計画との関係	2
第6 計画の周知徹底等	2
第7 地区防災計画の策定	2
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第1 防災関係機関及び住民	3
第2 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 結城市の概要	4
第1 自然条件	4
第2 社会条件	4
第3 過去の風水害	4
第2章 災害予防計画	6
第1節 水害予防計画	6
第1 河川防災対策	6
第2節 風害予防計画	10
第1 農作物の予防対策	10
第2 通信施設の防災対策	10
第3 電力設備の防災対策	10
第3節 土砂災害等予防計画	11
第1 災害予防計画	11
第2 警戒避難体制の整備	12
第4節 道路の安全対策	13
第1 道路網の整備	13
第2 緊急輸送路の指定	14
第5節 都市防災	15
第6節 学校等の安全対策・文化財の保護	16
第1 防災教育	16
第2 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備	16
第3 文化財保護	17
第7節 危険物等災害予防計画	19
第8節 農地・農業の安全対策	20
第1 農地計画	20
第2 農業計画	21
第9節 気象業務整備	22
第1 防災気象情報の普及	22
第2 火災の警報	24
第10節 情報通信設備等の整備	25
第1 災害通信施設の整備	25
第11節 災害用資材、機材等の点検整備	27
第12節 火災予防	27
第13節 防災知識の普及	28
第1 住民に対する防災知識の普及	28
第2 学校における防災教育	30

削除: 28

削除: 28

削除: 29

削除: 29

削除: 31

第3	市職員に対する防災教育	31
第4	企業防災、BCPの推進	31
第14節	防災訓練	32
第1	総合防災訓練	32
第2	個別防災訓練	33
第15節	自主防災組織等の活動体制整備	35
第16節	要配慮者支援	36
第1	要配慮者利用施設等対策	36
第2	在宅者対策	37
第3	外国人等に対する防災対策	38
第17節	地域の孤立対策計画	39
第1	孤立地域対策	39
第2	孤立の未然防止対策	39
第3	孤立した場合の対応	40
第3章	災害応急対策計画	41
第1節	組織	41
第1	災害対策本部	41
第2	組織図	42
第2節	動員計画	43
第3節	気象情報等計画	44
第1	特別警報・警報・注意報	44
第2	洪水予報河川の洪水予報	49
第3	土砂災害警戒情報	49
第4	火災気象通報	49
第5	異常現象発見者の通報義務等	50
第4節	災害情報の収集・伝達	51
第5節	通信	51
第6節	広報	52
第7節	消防活動	52
第8節	水防	53
第1	水防の責任	53
第2	指定水防管理団体	54
第3	市の水防組織	54
第4	市の水防非常配備体制の基準	55
第9節	災害警備	57
第10節	交通計画	57
第11節	避難	58
第1	避難情報	59
第2	避難情報発令の実施	62
第3	避難措置の周知	63
第4	警戒区域の設定	63
第5	避難所の開設及び管理運営	65
第6	被災者台帳の作成	65
第7	避難者の健康管理	65
第12節	食糧供給	66
第13節	衣料・生活必需品等供給	67
第1	実施機関	67
第2	実施の方法	67
第14節	給水	68
第15節	要配慮者安全確保対策	69
第16節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	69
第17節	医療・助産	70

削除: 32
削除: 32
削除: 33
削除: 33
削除: 34
削除: 36
削除: 37
削除: 37
削除: 38
削除: 39
削除: 40
削除: 40
削除: 40
削除: 41
削除: 42
削除: 42
削除: 42
削除: 43
削除: 44
削除: 45
削除: 45
削除: 51
削除: 51
削除: 51
削除: 52
削除: 53
削除: 53
削除: 54
削除: 54
削除: 55
削除: 55
削除: 56
削除: 56
削除: 57
削除: 59
削除: 59
削除: 60
削除: 61
削除: 64
削除: 65
削除: 65
削除: 67
削除: 67
削除: 67
削除: 67
削除: 67
削除: 69
削除: 69
削除: 69
削除: 70

第18節	防疫	70
第1	実施事項及び要請事項	71
第2	災害防疫の実施方法	71
第3	災害防疫の実施内容	72
第19節	災害廃棄物の処理	77
第20節	死体の捜索及び処理埋葬	77
第21節	障害物の除去	78
第1	実施機関	78
第2	障害物の除去	78
第22節	輸送	79
第23節	労務計画	79
第24節	児童・生徒等の安全確保・応急教育等	79
第25節	自衛隊に対する災害派遣要請	80
第26節	応援・受援	80
第27節	農地農業	81
第1	実施内容	81
第28節	ライフライン施設の復旧	82
第29節	県防災ヘリコプターによる災害応急対策	82
第30節	郵政事業に係る措置	82
第4章	災害復旧・復興対策計画	83
第1節	公共施設の災害復旧計画	83
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	83
第3節	被災者生活再建支援法の適用計画	83
第4節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	84
第5節	義援金品の募集及び配分	84
第6節	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	85
第7節	生活福祉資金の貸付	85

- 削除: 72
- 削除: 73
- 削除: 73
- 削除: 74
- 削除: 79
- 削除: 79
- 削除: 80
- 削除: 80
- 削除: 80
- 削除: 80
- 削除: 81
- 削除: 81
- 削除: 81
- 削除: 81
- 削除: 82
- 削除: 82
- 削除: 82
- 削除: 83
- 削除: 83
- 削除: 84
- 削除: 85
- 削除: 85
- 削除: 86
- 削除: 86
- 削除: 86
- 削除: 86
- 削除: 86
- 削除: 87
- 削除: 87
- 削除: 88
- 削除: 88



## 第1章 総則

### 第1節 防災計画の概要

#### 第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市の住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、次の事項の定めをもって住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、又は被害を最小限に止めることを目的とする。

- 1 市・県及び市域の指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関、その他防災上重要な施設等の管理者の処理すべき事務及び業務の大綱
- 2 防災施設の整備及び機能拡充、住民や企業への防災意識の啓発、教育及び訓練、要配慮者の支援、自主防災組織の組織化促進等の災害予防計画
- 3 災害に関する注意報又は警報の伝達、情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策計画
- 4 災害復旧、復興に関する計画
- 5 その他必要な計画

#### 第2 計画の用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- |          |              |
|----------|--------------|
| 1 法      | 災害対策基本法      |
| 2 市本部（長） | 結城市災害対策本部（長） |
| 3 本計画    | 結城市地域防災計画    |
| 4 県本部（長） | 茨城県災害対策本部（長） |
| 5 県計画    | 茨城県地域防災計画    |

#### 第3 計画の構成

本計画は、「結城市地域防災計画（風水害対策編）」、「結城市地域防災計画（震災対策編）」及び「結城市地域防災計画（大規模災害対策編）」により構成される。

本計画は、結城市防災会議（以下、「市防災会議」という。）が策定する本計画のうち、風水害等に関する計画である。本市の気象・地勢・その他地域の特性によって起こり得る災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、市内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策並びに復旧状況等を検討し作成する。

風水害対策編の構成は、次のとおりとする。

- 1 総則
- 2 災害予防計画
- 3 災害応急対策計画
- 4 災害復旧計画

## 第4 計画の修正

この計画は、法第42条の規定に基づき、毎年4月1日現在をもって検討を加え、必要な修正をするとともに、随時必要があると認めるときは速やかに修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を市防災会議に提出する。

## 第5 他の計画との関係

本計画（風水害対策編）は、市内で発生する風水害に関して総合的な指針及び対策を定める。

また、本計画は、本市域に係る風水害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、県の策定する「茨城県地域防災計画風水害対策編」や「茨城県水防計画」、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する「防災業務計画」等の他の計画との整合を図る。

市は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「茨城県国土強靱化計画」（平成29年2月策定）の基本目標を踏まえて、安全、安心かつ災害に屈しない、まちづくりを強力に進めていく。

その際、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組み、市の防災対策の推進を図る。

## 第6 計画の周知徹底等

本計画は、市の職員、市域の指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関、その他防災上重要な施設等の管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知する。

また、これら関係者は、平常時において訓練その他の方法により、この計画の習熟に努める。

## 第7 地区防災計画の策定

内容は、震災対策編第1章第1節防災計画の概要「第7 地区防災計画の策定」に準じる。



## 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

---

### 第1 防災関係機関及び住民

風水害時における、本市の市域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者並びに住民の役割は、震災対策編に準じる。

### 第2 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本市の市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、茨城県、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて本市の市域に係る防災に協力する。

それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、震災対策編に準じる。

## 第3節 結城市の概要

### 第1 自然条件

本市の自然条件は、震災対策編に準じる。

### 第2 社会条件

本市の社会条件は、震災対策編に準じる。

### 第3 過去の風水害

<茨城県内の水害等の履歴>

年 月 日	災害名	人的被害（人）		住家被害（戸）		
		死 者 不明者	負傷者	全壊流出	半 壊	床上浸水
明治35年9月28日	台 風	114	622	20,164	7,741	1,671
明治43年8月6日～14日	二つの台風	25	43	1	-	17,237
大正9年9月29日～10月1日	台 風	91	40	498	217	5,928
大正11年2月16日	低気圧	20	15	86	90	3,425
昭和10年9月24日～26日	二つの台風	31	112	70	97	3,947
昭和13年6月28日～7月8日	梅雨前線と 台 風	49	58	1,271	1,280	39,524
昭和13年8月30日～9月1日	台 風	12	23	1,300	826	9,758
昭和16年7月19日～22日	前線と台風	6	-	289	113	23,787
昭和22年9月15日	カスリ台風	74	24	294	146	11,996
昭和25年8月2日	台 風	10	659	-	15	3,932
昭和36年6月27日～30日	梅雨前線と 台 風	12	7	14	21	1,754
昭和61年8月4日～5日	台風10号 と低気圧	4	14	8	20	6,980
平成2年7月19日	雷 雨	-	2	-	-	1
平成2年9月19日～20日	台風19号	-	2	-	-	-
平成10年8月27日～30日	停滞前線に よる大雨	-	5	-	-	423
平成10年9月15日～17日	台風5号	-	5	-	1	20
平成11年10月27日	大 雨	-	1	-	-	181
平成12年5月24日	突 風・ 雹(ヒョウ)	-	32	-	-	3
平成12年7月2日	大雨・落雷	1	-	-	-	1
平成14年10月1日	台風21号	-	16	-	-	-
平成15年8月9日	台風10号	-	1	-	-	-

第1章 総則 第3節 結城市の概要  
第3 過去の風水害

年 月 日	災害名	人的被害（人）		住家被害（戸）		
		死 者 不明者	負傷者	全壊流出	半 壊	床上浸水
平成 15 年 10 月 13 日	強風・大雨	2	7	-	-	3
平成 16 年 10 月 8 日～9 日	台風 22 号	-	6	-	-	11
平成 16 年 10 月 19 日～21 日	台風 23 号	-	2	-	-	8
平成 18 年 10 月 6 日～8 日	低気圧	10	6	-	-	8
平成 18 年 10 月 24 日～26 日	低気圧	-	1	-	-	6
平成 19 年 9 月 6 日～7 日	台風 6 号	-	10	-	1	21
平成 20 年 8 月 28 日～30 日	大雨	-	-	-	-	65
平成 24 年 5 月 6 日	竜巻	1	36	12	19	-
平成 27 年 9 月 9 日～10 日 ※半壊には大規模半壊を含む。 (平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨)	大雨	16	56	54	5,542	230
令和元年 10 月 4 日～20 日 (令和元年東日本台風)	台風第 19 号	2	20	146	1,590	104

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 水害予防計画

水害予防計画は、水系ごとに一貫したものとし、将来における治山治水対策上必要な砂防・河川改修及び地すべり防止事業を推進し、災害の防除・軽減を図る。

#### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 河川防災対策	1 河川情報の提供	防災安全課、河川管理者（筑西土木事務所、国土交通省下館河川事務所；以降「河川管理者」とする。）
	2 避難体制の整備	防災安全課、下水道課、社会福祉課、子ども福祉課、介護福祉課、県、国土交通省下館河川事務所
	3 道路・家屋等の浸水対策	県、道路管理者（土木課又は都市建設部土木班、筑西土木事務所、国土交通省常陸河川国道事務所、国土交通省宇都宮国道事務所；以降「道路管理者」とする。）
	4 下水道（雨水）整備	下水道課

#### 第1 河川防災対策

洪水による水害を予防するため、河川改良工事等の治水事業とともに、河川情報施設の整備強化及び維持管理強化等の河川管理体制の強化を進める。

##### 1 河川情報の提供

県管理の河川等においては、水害被害を軽減するため、河川の水位、雨量情報を収集するとともに、警報の伝達、避難等の措置が行えるよう警戒体制の整備が進められている。

水防警報河川においては、設定水位に達した段階で水防警報が発令され、水防団の準備・出動が促される。避難の目安となる避難判断水位に達した場合は、特別警戒水位情報が出される。

市は、これらの情報の提供を受け、「大雨・洪水等対応マニュアル」及び「避難情報の判断・伝達マニュアル」を踏まえ、迅速な警戒体制の確立を実施するための整備を図る。

#### <河川の水位標の位置、通報水位、警戒水位[水防法（昭和24年法律第193号）第10条第3項]>

河川名		鬼怒川	備考
水位標所在地	観測所	川島	
	都市	筑西市	
	大字	下川島	
平水位		-3.27m	
水防団待機水位		0.00m	水防団出動準備判断水位
氾濫注意水位		1.10m	氾濫注意
避難判断水位		1.90m	洪水による災害の発生を、特に警戒すべき水位。避難の目安となり一般への周知がされる。
氾濫危険水位		2.90m	

河川名	鬼怒川		備考
計画高水位	5.907m		
既往最高水位	最高水位	5.80m	
	年月日	昭和13年9月1日	
零点高	Y. P + 28.941m		
堤防上端高	左岸	8.30m	
	右岸	8.30m	
量水標管理者	国土交通省		
摘要	テレメーター	遠隔測定装置	

## 2 避難体制の整備

市は、洪水による被害が予想された場合の避難誘導に関し、特に時間を要する避難行動要支援者に配慮基準を設けた避難マニュアルに基づき、避難誘導を円滑に行う。

- (1) 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「茨城県管理河川減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。
- (2) 市は、浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。
  - ① 洪水予報等の伝達方法
  - ② 指定緊急避難場所（以下、「避難場所」という。）及び避難経路に関する事項
  - ③ 洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
  - ④ 浸水想定区域内に次の施設がある場合は、これらの施設の名称、所在地及び当該施設の所有者又は管理者並びに自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法
    - ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの
    - イ 要配慮者利用施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの
    - ウ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

### <浸水想定区域> 結城市における水防法第14条の指定区域 (令和5年3月現在)

対象となる洪水予報河川	指定年月日	作成主体	指定の前提となる降雨
利根川水系 鬼怒川	平成28年 8月2日	国土交通省関東地方整備局下館河川事務所	鬼怒川流域、石井上流域の72時間総雨量669mm
利根川水系 田川放水路	平成28年 8月2日	国土交通省関東地方整備局下館河川事務所	鬼怒川流域、石井上流域の72時間総雨量669mm
利根川水系 田川	令和4年 2月28日	茨城県	流域全体に24時間総雨量で687.3mm

第2章 災害予防計画 第1節 水害予防計画  
第1 河川防災対策

(3) 市は、上記(2)の事項について住民に周知させるため、洪水ハザードマップ等の配付、Web版ハザードマップの導入その他必要な措置を講ずる。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

(4) 市は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保(以下、「避難情報」という。)を躊躇なく発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン内閣府(防災担当)」及び「避難情報の発令に係る基本的考え方(茨城県)」を参考に、国(国土交通省、気象庁等)、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高い「避難情報発令の判断・伝達マニュアル」を作成する。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

(5) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

また、避難情報発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国(国土交通省)及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

(6) 市は、防災関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

(7) 市は、避難情報の伝達に際し、市及び筑西広域市町村圏事務組合消防本部(以下、「消防本部」という。)、消防団の広報車、市防災行政無線、電話、インターネット(ホームページ及びメール)等を利用するとともに、Twitter等のソーシャル・ネットワーキングサービスやLINE、Yahoo!防災速報等の民間アプリを活用した情報提供手段の導入を図る等、多様な情報伝達手段を活用し、また、報道機関による情報提供を要請し、当該区域住民の安全確保を図る。

浸水想定区域内の高齢者等が利用する要配慮者利用施設等に対しても、同様の手段を用いて、よりきめ細かに避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図る。

また、洪水時に住民の円滑かつ迅速な避難が行われるよう、浸水想定区域や避難場所、日頃の備え等を周知するための洪水ハザードマップを作成し、住民に配布する等の必要な措置を講じる。

なお、ハザードマップは、必要に応じて更新する。

### 3 道路・家屋等の浸水対策

市、県及び道路管理者は、災害時における避難経路や物資輸送等のための主要幹線道路となる国道、県道及び家屋の浸水対策に取り組む。

### 4 下水道（雨水）整備

市は、再度災害防止に加え、事前防災・減災等の観点から、逆井調整池整備事業等、都市内における浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を推進する。

## 第2節 風害予防計画

本計画は、風による災害発生の防止事業を推進し、災害の防除・軽減を図ることを定める。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 農作物の予防対策	—	農政課
第2 通信施設の防災対策	—	契約管財課、総務課
第3 電力設備の防災対策	—	契約管財課

### 第1 農作物の予防対策

市は、風害を予防するため防風ネットや防風林等を設置する。また、被覆栽培による土壌飛散防止に努める。

栽培面では、幹や枝の誘引による作物体の折損防止、水田深水による倒伏防止対策等を講じ被害の軽減を図る。

さらに、各種施設については施設の補強、被覆資材の飛散防止対策を十分に行い、施設内外の被害防止を図る。

### 第2 通信施設の防災対策

市は、電気通信設備については、定期的に巡回点検を実施し、弱体設備の早期発見及び補強措置を講じるほか、計画的な設備更新を行い設備の安定化を図る。

### 第3 電力設備の防災対策

市は、電力設備については、定期的に巡回点検を実施し、弱体設備の早期発見及び補強措置を講じるほか、計画的な設備更新を行い設備の安定化を図る。

停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を推進する。

自家発電設備については、環境負荷を低減する観点から、防災対策上支障の無い範囲において、再生可能エネルギーを利用した発電設備の活用にも努める。



## 第3節 土砂災害等予防計画

市は、崖崩れ等の土砂災害を事前に防止するため、土砂災害危険箇所の実態を把握し、危険箇所において必要な土砂災害防止対策を実施するとともに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という。）の土砂災害特別警戒区域等における無秩序な開発行為を制限する。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 災害予防計画	1 土砂災害防止計画	防災安全課、土木課
第2 警戒避難体制の整備	—	防災安全課、介護福祉課

## 第1 災害予防計画

### 1 土砂災害防止計画

#### (1) 土砂災害予防

市は、土砂災害を未然に防止し、被害を最小限に止めるため、国や県等の協力を得て土砂災害対策工事を進めるとともに、土砂災害防止等予防事業の促進を図る。

また、市は、必要に応じて県の支援を受け、警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成や危険箇所のパトロール等を実施するよう努める。

#### <土砂災害警戒区域>

##### 結城市における土砂災害防止法第7条及び第9条の指定区域（人工斜面）（令和3年3月現在）

箇所名	位置		自然現象 の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域	延長	勾配	高さ	保全人 家戸数
	大字	小字							
七五三場	七五三場	権現山	急傾斜地 の崩壊	○	○	163m	38°	7m	0戸

（茨城県公示年月日平成21年3月19日）

市は、土砂災害に関する情報の収集・伝達、具体的な避難情報の発令基準、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について定めるものとし、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するよう努める。

また、県の指定に基づいて、警戒区域の高齢者等、要配慮者が利用する施設等に対し、円滑な警戒避難を行うことができるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

さらに、気象庁、県及び防災関係機関と連携し、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の充実を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じて、地域住民等関係者への情報の提供体制の整備を図る。

#### (2) 土砂災害ハザードマップの作成

こうした土砂災害の危険性や避難に関する情報を伝達するための土砂災害ハザードマップを作成し、地域住民等への広報周知を図る。なお、ハザードマップは、必要に応じて更新して行く。

(3) 迂回道路の調査

災害時において、道路及び橋梁が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するために、重要な道路に連絡する迂回道路をあらかじめ調査して、緊急事態に備える。

## 第2 警戒避難体制の整備

市は、県が指定する土砂災害警戒区域に立地している要配慮者利用施設について、施設管理者の協力を得て防災訓練を実施し、避難場所及び避難経路、避難訓練、伝達方法、救助等に関する情報連絡体制の整備を図る。

土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に定められた要配慮者利用施設（資料編「9-4 要配慮者利用施設」【土砂災害警戒区域】参照）は、避難確保に関する計画を策定し、自主防災組織と施設が連携した避難誘導の訓練を実施する。市は当該訓練を支援する。

訓練については、地域住民との連携を図るよう努める。

隣接する市町との相互応援を推進する。

## 第4節 道路の安全対策

風水害発生時に、円滑な交通を確保するため、幹線道路、生活道路の整備、拡幅、橋梁の危険箇所の調査及び補強等を行い安全性の向上を図る。

また、人命救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路を指定する。指定された緊急輸送路の管理者は、最新の国の基準や国の点検要領に基づき、災害に対する強度の調査を行い、必要な整備を順次実施するとともに、被災箇所の早期復旧を図るため、必要な資機材の確保及び必要な対策等をあらかじめ検討しておく。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 道路網の整備	1 整備方針	道路管理者
	2 整備計画	道路管理者
第2 緊急輸送路の指定	—	道路管理者、防災安全課

## 第1 道路網の整備

道路・橋梁は、災害時には避難、救援救護、消防活動等の重要な役割を果たすことになる。

このため、幹線道路、生活道路の整備、拡幅、橋梁の危険箇所の調査及び補強等を行い、災害対策活動の安全性の向上を図る。

### 1 整備方針

道路は、防災上、延焼遮断帯としての空間、住民の避難、救援救護及び消防活動を行う上で重要な施設となるため、幹線道路、生活道路のそれぞれの防災機能を考慮し、整備促進に努める。

#### (1) 道路の維持補修上配慮すべき事項

道路管理者は、道路に係る災害の発生を防止し、円滑な交通を確保するため、道路の建設及び維持補修に当たっては、次の事項に留意する。

- ① 路面水を速やかに流下させるため必要な勾配をとるとともに、側溝に落とすための切開等を行い、常に排水に努める。
- ② 道路沿いの水路、水田は路肩コンクリート土留又は柵を施し土砂の崩壊を防ぎ、併せて用排水に努める。
- ③ 横断排水構造物は、洪水時に充分排水できる通水断面とする。
- ④ 路床が低く常に路面が冠水する場所は、路床のかさあげを行い、冠水箇所をなくすよう努める。

### 2 整備計画

#### (1) 幹線道路の整備

市は、国道及び県道の拡幅について国や県に対し積極的に要望し、それに伴い幹線道路を連絡する補助幹線道路を整備する。

#### (2) 生活道路の整備

市は、幅員の狭い市道の拡幅又は老朽化した舗装道路の補修整備に努める。

第2章 災害予防計画 第4節 道路の安全対策  
第2 緊急輸送路の指定

(3) 橋梁の維持管理

道路管理者は、橋梁の点検を実施し、老朽橋の架け替え、補修、補強を行い、災害時における応急救助活動上又は避難時の安全性の確保に努める。

**第2 緊急輸送路の指定**

緊急輸送路の指定については、震災対策編第2章第3節地震被害軽減への備え「第1 緊急輸送への備え 1 緊急輸送道路と緊急輸送拠点の指定・整備」に準じる。

## 第5節 都市防災

都市災害の未然防止を第一目的とし、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、総合的な都市計画を考慮して次の施策を実施する。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第5節 都市防災	—	防災安全課、農政課、都市計画課、土木課、区画整理課、契約管財課、県、生涯学習課

本計画では、風水害発生時の被害を最小限に抑制するために、建造物の不燃化及び耐震化対策を推進することを定める。特に、防災対策拠点や避難施設となる公共施設の対策について、重点的に進めるよう努める。

また、市は災害の未然防止及び拡大防止を図るため都市計画事業を推進する。

計画内容は、震災対策編第2章第2節地震に強いまちづくり「第1 防災まちづくりの推進」「第2 建築物の防災性の向上」に準じる。

## 第6節 学校等の安全対策・文化財の保護

市教育委員会は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及びその他の教育機関（以下、「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下、「児童・生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、風水害予防の措置を講ずる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 防災教育	1 防災上必要な教育の実施	各学校、教育委員会
	2 防災上必要な訓練の実施	各学校、教育委員会
第2 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備	1 学校等施設・設備の災害予防措置	各学校
第3 文化財保護	1 保護の対象	生涯学習課
	2 災害予防対策	生涯学習課、防災安全課、文化財の所有者又は管理者

## 第1 防災教育

### 1 防災上必要な教育の実施

- (1) 学校等の長（以下、「校長等」という。）は、児童・生徒等の安全を図るため、学校単位で学校防災計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- (2) 市教育委員会は、市が作成したハザードマップ（洪水、地震、内水、土砂災害）等の防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。
- (3) 市教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動及び社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

### 2 防災上必要な訓練の実施

- (1) 校長等は、児童・生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

## 第2 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

## 1 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童・生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

### (1) 施設の点検整備

校長等は、定期的に施設の点検を行い、整備に必要な箇所については速やかに整備する。

- ① 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- ② 校地等の選定・造成をする場合は、崖崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- ③ 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

### (2) 防災対策の整備

#### ① 防災体制の整備

洪水、崖崩れ等の災害発生に備え、校長等は、被害を最小限に止めるため、防災関係機関との密接な連絡のもとに児童・生徒等及び教職員の応急対策並びに連絡避難体制の整備を図る。

#### ② 防災計画の整備

校長等は、災害の種類に応じ、救助、連絡避難等に関する計画書を作成し、それに基づく日常の指導、訓練等を進める。

#### ③ 避難経路、場所の点検と整備

校長等は、避難について、その経路、場所、方法について周知徹底を図るために各種教室や防災コーナー等に掲示しておくとともに、避難場所については、登下校時を含め様々な条件を考慮し、避難等の場所を指定し整備する。

#### ④ 通学路の安全点検と事後措置

校長等は、風水害に対し登下校時の被害防止のために、特に次の項目等について重点的に点検を実施し、保護者及び防災関係機関の協力を得て安全確保に努める。

- ア マンホールや用水路等、増水時に道路冠水の危険のある箇所
- イ ブロック塀等が倒壊するおそれのある箇所
- ウ 建物が密集している等、通行に支障がある箇所
- エ 高圧電線等の切断により通行に支障のある箇所

## 第3 文化財保護

国・県及び市指定の文化財のうち、建造物及び彫刻、工芸品、絵画、書籍、歴史、資料等を収蔵している建物については、常時、雨漏りや火災等に注意し、特に毎年1月実施の文化財防火デーを期して、防火施設・設備の点検を実施する。また、文化財の所在の明確化及び見学者に対する防災のための標識等の設置を図る。

所有者又は管理者は、文化財保護の重要性をよく認識し、これらの施設設備の整備充実に努める。

### 1 保護の対象

本市には、国指定史跡、県及び市の文化財保護条例に指定された建物、史跡等があり、これら及びこれらに準ずる物を対象とする。

### 2 災害予防対策

文化財の火気防災対策は、施設の充実はいうまでもなく、防火管理の体制をつくり、環境の整備、整頓を図るとともに、その周辺での喫煙、たき火等の火気使用の制限を図る。

具体的な施設整備については、消防本部が指導する。また、文化財保護制度制定後、国では毎年1月26日を文化財防火デーとしており、本市においてもこの日を期して消火訓練を実施する等して防火思想の高揚に努める。



## 第7節 危険物等災害予防計画

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第7節 危険物等災害予防計画	—	防災安全課、商工観光課、契約管財課、消防本部、県西県民センター、危険物取扱事業者、ガス事業者、火薬類取扱施設管理者、毒劇物多量取扱施設管理者

風水害により、危険物（石油類・高圧ガス・火薬類・毒劇物）施設が被害を受けると、周辺への影響が甚大となるおそれがあるため、保安教育の徹底、規制の強化、自営組織の強化促進その他の自主保安体制の整備等、保安体制の強化促進を図る。

計画内容は、震災対策編第2章第2節地震に強いまちづくり「第6 危険物施設等の安全確保」に準じる。

## 第8節 農地・農業の安全対策

市は、農業関係機関と緊密な連絡をとり、農地や農作物に対する風水害による被害を未然に防止するため、農作物に対する防災技術の向上、未然防止対策の啓発や資材の確保に努める。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 農地計画	1 防災営農体制の確立	農政課
	2 農作物等災害未然防止対策	農政課
	3 冠水防除事業	農政課
第2 農業計画	1 災害の未然防止対策	農政課、防災安全課
	2 農林漁業災害対策委員会の設置	農政課
	3 災害の事後対策	農政課
	4 資器材等の確保	農政課

## 第1 農地計画

### 1 防災営農体制の確立

市は、風水害による農地や農作物被害の発生に備え、農林事務所、農業協同組合、農業改良普及センター、農業共済組合等関係機関と緊密な連絡をとり、広く一般農家まで災害対策を啓発して災害の未然防止体制を整える。

### 2 農作物等災害未然防止対策

#### (1) 農作物対策

資料編「農作物災害未然防止対策」参照

#### (2) 家畜対策

- ① 低湿地畜舎は周囲の土盛り、排水路の整備を行うこと。
- ② 倒壊の懸念のある畜舎の補修を行うこと。
- ③ 増、浸水の場合を想定して、避難移動場所の確保を図ること。
- ④ 災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄すること。

### 3 冠水防除事業

市は、西仁連川沿岸、山川沼排水路沿岸は1時間あたりに60mm以上の降雨の際は、流域一帯が冠水し農作物等の被害を被るので、その未然防止対策として次の対策を講じる。

#### (1) 事前指導

常時降雨量と気象情報に注意をはらい、防災行政無線・広報車等により、農業関係機関及び農業者団体に対する事前指導に努める。

#### (2) 水質障害対策事業

公共用水域から農業用水を取水し、かんがいを行っている農用地において、水質汚濁による障害等の除去及び防止を行い、農業用排水の確保と農業経営の安定を図る。

## 第2 農業計画

### 1 災害の未然防止対策

#### (1) 気象予報の伝達体制の確立

市は、災害からの農作物被害を防ぐため、気象警報等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

#### (2) 農業共済加入率の向上

市は、農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進する。

### 2 農林漁業災害対策委員会の設置

市は、長期的な異常気象等により、農作物への影響が予測される場合や、台風等の災害により被害が生じた場合には、必要に応じて対策委員会を設置し、被害農家の救済対策、災害による農作物被害の軽減及び未然防止対策等について検討する。

### 3 災害の事後対策

#### (1) 県条例の迅速な適用

市は、被害の状況に応じ、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例（昭和42年茨城県条例第20号）を迅速に適用し、被害農業者への支援措置を講ずる。

#### (2) 農業共済金の早期支払い

市は、農業共済に加入している被害農家に対し、県は農業共済組合連合会等に共済金を早期支払いするよう依頼する。

#### (3) 制度資金の活用

市は、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例が適用されない小さな災害については、被害農家の再生産が図られるよう農林業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）の活用の推進を図る。

### 4 資器材等の確保

#### (1) 防除器具の整備

市は、市の病虫害防除器具及び災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

#### (2) 薬剤等

市は、災害の発生が予測される場合は、薬剤等が迅速に確保されるよう全農いばらき等を通じて必要量の備蓄を行う。

## 第9節 気象業務整備

市は、水戸地方気象台との連携を図り、注意報、警報及び気象情報等の気象業務の組織及び気象観測施設を活用し、関係防災機関相互の連絡を密にし、防災対策の適切な実施を図る。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 防災気象情報の普及	1 一般気象情報	防災安全課
	2 土砂災害警戒情報	防災安全課、県、水戸地方気象台
	3 気象情報	水戸地方気象台
	4 台風予報、台風情報	水戸地方気象台
第2 火災の警報	—	防災安全課、県、水戸地方気象台

## 第1 防災気象情報の普及

### 1 一般気象情報

- (1) 市は、住民に対し、防災知識や災害に関わる気象についての理解の促進を図る。
- (2) 市は、大雨や暴風雨等によって人的な被害を伴う災害が発生した場合には、防災関係機関等との現地調査を実施し、適宜調査結果を公表する。

### 2 土砂災害警戒情報

県と水戸地方気象台は、共同して土砂災害警戒情報を作成し、平成19年6月1日から法及び気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき発表している。

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発令中に大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が住民への避難情報を発令する際の判断や住民による自主避難の参考とする等、災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するためのものである。

#### (1) 土砂災害警戒情報の目的及び基本的な考え方

- ① 大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村を特定して県と水戸地方気象台が共同で発表する情報である。
- ② 市長が防災活動や住民等への避難情報の災害応急対応を適時適切に行うための支援と、住民が自主避難の判断等にも利用できる情報とする。

#### (2) 土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意点

- ① 大雨特別警報又は大雨警報の発表中に発表する。
- ② 発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする（発表対象としない土砂災害は、降雨から技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊・山体崩壊、地すべりとする。）。
- ③ 降雨から土砂災害の危険度を判定するため、個々の災害発生場所、発生時刻、規模等は、特定できない。

#### (3) 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報の発表は市町村単位であり、対象は県内40市町村である。

(4) 土砂災害警戒情報の発表基準（警戒基準・警戒解除基準）

① 発表

大雨警報発表中に実況雨量及び予測雨量（1時間、2時間）を基に作成した指標が発表基準に達した場合

② 解除

実況雨量及び予測雨量において発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予測されるとき。

(5) 土砂災害警戒情報の伝達体制

県と水戸地方気象台が共同して雨量情報を監視し、発表基準を超過したときは、法、気象業務法に基づき、市に伝達され、また、報道機関を通じて住民にも広報される。

市は、広報車や通信手段等を活用し、県や水戸地方気象台から伝達された土砂災害警戒情報を土砂災害警戒区域にある施設管理者や地域住民に周知する。

### 3 気象情報

大雨や強風等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を加え、警報や注意報に先立って発表する気象情報（予告的情報）、注意報・警報を補完する気象情報（補完的情報）等を文章や図形式で「大雨に関する茨城県気象情報」等の名称で注意や警戒をする旨が発表される。

(1) 警報や注意報に先立って発表する気象情報（予告的情報）

(2) 注意報・警報を補完する気象情報（補完的情報）

(3) 大雨に関する気象情報

数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨を観測した場合に、「記録的短時間大雨情報」を発表している。

この記録的短時間大雨情報は、担当予報区内で1時間に降った雨量（アメダス、レーダー・アメダス解析雨量）が、基準雨量を超えた場合に発表し、より一層の警戒を喚起するためのものである。基準雨量は、茨城県の場合1時間当たり100mmである。

### 4 台風予報、台風情報

(1) 台風に関する予報、情報

気象庁は、北西太平洋（東経100度～東経180度、赤道～北緯60度）上に存在する台風について、位置、大きさ、強さ等の実況及び24時間先までの進路予報を3時間毎に、120時間先までの進路と台風の強度（中心気圧、最大風速）に関する予報を6時間毎に発表するとともに、日本に被害を及ぼす可能性が生じた場合には、1時間後の中心位置、強度、大きさを推定して1時間毎に発表する。

(2) 台風の大きさ、強さ

台風接近時の的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために、台風の大きさを3段階、強さを4段階で表現している。

<台風の大きさ>

平均風速 15m/s 以上の 強風域の半径	分 類
500km 未満	—
500km 以上 800km 未満	大 型 (大きい)
800km 以上	超大型 (非常に大きい)

<台風の強さ>

最 大 風 速	分 類
17m/s 以上 33m/s 未満	—
33m/s 以上 44m/s 未満	強い
44m/s 以上 54m/s 未満	非常に強い
54m/s 以上	猛烈な

## 第2 火災の警報

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 1 項に基づき、水戸地方気象台は気象の状況が火災の  
予防上危険であると認めるとき、その状況を知事に通報するもので、知事は市長（本部長）に通報す  
る。

市長（本部長）は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めると  
きは、火災に関する警報を発することができる。

火災の警報を発する基準は、次のとおりである。

<通報基準>

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下になると予想される場合</li><li>2 平均風速 10m以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、雨、雪を伴うとき<br/>は通報を行わないこともある。</li></ol> |
|--|

## 第10節 情報通信設備等の整備

市は、風水害が発生した場合、災害応急措置の実施に必要な通信を行うため、筑西土木事務所・茨城県警察結城警察署（以下、「県警結城警察署」という。）・東京電力パワーグリッド(株)が設置する保安通信設備の使用について平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークを強化することが必要である。

また、防災関係機関の間で緊密な連絡をとり、それぞれ協定を締結し非常事態に備えておく。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 災害通信施設の整備	1 災害通信施設の利用	防災安全課、消防本部、県、結城市アマチュア無線クラブ
	2 茨城県防災情報ネットワークシステムとの連絡	防災安全課、県
	3 市及び消防本部の情報通信設備	防災安全課、消防本部
	4 非常通信体制の整備強化	防災安全課、総務課、結城市アマチュア無線クラブ

書式変更：インデント：最初の行：1字

削除：

## 第1 災害通信施設の整備

市は、風水害時の通信連絡体制の強化、民間無線施設の利用、照明機材の整備等を推進し、併せて消防関係建築物の耐震耐火性の強化を図る。

### 1 災害通信施設の利用

#### (1) 防災通信システム

市は、防災行政無線により、災害防止に万全を期す。

#### (2) 消防本部

市は、消防本部と綿密な連絡をとり、災害防止に万全を期す。

#### (3) 水防無線

県土木部で整備・運営しており、災害防止に万全を期す。

#### (4) アマチュア無線局

アマチュア無線局利用について協力を求める。

### 2 茨城県防災情報ネットワークシステムとの連絡

茨城県が整備した茨城県防災情報ネットワークシステムを用い、情報収集伝達の迅速、的確な運用を図る。

#### (1) 防災情報ネットワークシステムの概要

防災情報ネットワークシステムとは、衛星無線回線・地上無線回線・専用回線で構成される通信ネットワーク基盤を利用して、本市と県の防災関係機関が災害対策に必要な情報のやりとりをパソコンや携帯電話からのインターネットを主体として行うことをいう。また、防災情報システムでは、非常用電源のバックアップがなされている。

書式変更：インデント：左 0 字, 最初の行：0 字

第2章 災害予防計画 第10節 情報通信設備等の整備  
第1 災害通信施設の整備

- ① 県防災センターに設置される県本部での情報収集、管理を一元的に行い、迅速な意思決定を支援する。
- ② 災害対策に関する情報の入出力は、防災センターの他、土木事務所、市及び消防本部のパソコンや携帯電話等で行うことができる。

(2) システムの構成

- ① 防災電話（主に地上回線経由）とFAX（主に衛星回線経由）
- ② 動画像受信装置

(3) 防災端末（パソコン、プリンタ）

3 市及び消防本部の情報通信設備

(1) 防災行政無線

市は、住民に対して災害情報の伝達を図るため、市防災行政無線を活用する。  
同報系防災行政無線システムの拡充及び計画的更新を推進する。

(2) 消防無線

消防無線には周波数別に①市町村波、②救急波、③県内共通波、④全国共通波がある。特に広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため、消防本部は、全国共通波の整備に努める。また、消防救急無線のデジタル化、指令センターの一元化を推進する。

4 非常通信体制の整備強化

(1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と、防災関係機関相互の協力体制を確立するため、市は、平常時より非常通信の伝送訓練及び試験等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2) 非常通信の普及、啓発

市は、防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

(3) その他通信網の整備

インターネット、インターネットメール、ケーブルテレビ網、携帯電話、またTwitter等のソーシャル・ネットワーキングサービスやLINE、Yahoo!防災速報等の民間アプリ等多様な通信メディアの活用について検討し、平常時からの防災知識の普及及び災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

(4) アマチュア無線ボランティアの確保

市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置する。

(5) 通信連絡系統図の作成

市は、防災関係機関との連絡のため、利用系統を検討し、通信連絡系統図を作成しておく。なお、この系統図は関係先、利用できる通信施設（有・無線）が一目瞭然にわかるようなものとする。



## 第11節 災害用資材、機材等の点検整備

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第11節 災害用資材、機材等の点検整備	—	防災安全課

風水害の応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材の備蓄、調整について平素から充分留意するとともに、器材を点検し整備を図る。

また、資材、器材等点検整備計画は、災害応急対策を実施する防災関係機関、団体等においてそれぞれ実施する。

内容は、震災対策編第2章第3節地震被害軽減への備え「第4 被災者支援のための備え 4 防災備蓄倉庫の整備」に準じる。

## 第12節 火災予防

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第12節 火災予防	—	防災安全課、消防本部、施設管理者、化学薬品保管機関

この計画では、消防組織の整備、消防施設の充実、火災予防対策の徹底、消防計画の作成、消防職員及び団員の教養訓練等について指導助言をし、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想の普及徹底により予防消防の効果を挙げ、必要に応じて消防に関する勧告等を行い、火災から住民の生命、身体及び財産を保護して生活の安全を期する。

内容は、震災対策編第2章第3節地震被害軽減への備え「第2 消火活動、救助・救急活動への備え 1 火災予防」に準じる。

## 第13節 防災知識の普及

風水害時には、市・県・防災機関の活動が制約されることが予想されることから、住民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」ことを基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、災害時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、要配慮者を地域の人々が協力しあって助けること（共助）」、避難場所での活動、あるいは県や市が行う防災活動への協力等、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、住民をあげての取組が重要であり、「住民防災運動」として、自主防災組織の組織化の促進と活性化を図り、防災機関は、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力し、住民に防災思想、防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図る。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 住民に対する防災知識の普及	1 普及の内容	防災安全課
	2 普及の方法	防災安全課、報道機関
第2 学校における防災教育	1 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上	防災安全課、教育委員会、各学校
	2 防災教育の充実	各学校
	3 児童・生徒等に対する防災教育	各学校
	4 指導者に対する防災教育	各学校
	5 避難訓練等の実施	各学校
第3 市職員に対する防災教育	1 教育の内容	防災安全課、総務課、全職員
	2 教育の方法	防災安全課、総務課、全職員
第4 企業防災、BCPの推進	—	防災安全課、総務課、事業者

### 第1 住民に対する防災知識の普及

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による公助、個々人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が連携して減災のための社会をつくる住民運動の展開が必要である。このため、市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。また、災害発生時に住民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、防災教育活動を行うとともに、各地域で実施される防災訓練への参加を促す等、普及啓発活動を推進する。

その際、被災時の性別のニーズの違い等、性差に係らない多様な視点に配慮するよう努める。

また、市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

## 1 普及の内容

- (1) 風水害時の危険性
- (2) 家庭での予防・安全対策（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
- (3) 特別警報、警報、注意報の内容と発表時にとるべき行動
- (4) 避難場所及び指定避難所（以下、「避難所」という。）の位置、避難時や避難場所での行動
- (5) 避難情報の内容と5段階の警戒レベル情報の意味
- (6) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性
- (7) 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (9) 自主防災組織等の地域での防災活動
- (10) 要配慮者への支援協力
- (11) 帰宅困難者対策（震災対策編に準じる）
- (12) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- (13) その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報

## 2 普及の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用して周知徹底を図る。

### (1) 広報紙、パンフレット、ハザードマップの配布

市は、広報紙、パンフレット、市が作成したハザードマップ等を作成し、広く住民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

### (2) 講習会等の開催

市は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

### (3) 住民参加型ワークショップの開催

市は、主に治水優先度の高い地域や洪水浸水想定区域内の住民を対象に、各河川の注意すべき箇所をハザードマップ等により周知するとともに、マイマップ作成（地域の危険箇所や安全な避難経路を記した地図を近隣住民同士で作成）やマイ・タイムライン作成（自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理）、災害・避難カード作成（避難のタイミングや緊急連絡先等を携帯可能なカードに記入）等の住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。

### (4) その他のメディアの活用

- ① テレビ・ラジオ局、CATV局の番組、新聞の活用
- ② 映画・ビデオ、DVD、フィルムの製作、貸出

- ③ 文字放送の活用
- ④ インターネットの活用（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、ツイッター等）
- ⑤ 地震体験車等の教育設備の貸出

## 第2 学校における防災教育

小中学校の総合学習等の場を通じて、児童・生徒に対する防災教育の導入に努めるとともに防災機関と連携した総合的な避難訓練等を通じて学校、家庭、地域における正しい防災のあり方について習得させる。

### 1 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市は、防災に関する各種研修を充実させるとともに、防災対策委員会等の組織化を図り、学校における防災体制の確立や防災教育のあり方について対応を推進し、防災関係指導資料の活用等により、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図る。

### 2 防災教育の充実

- (1) 学校では、各学校の安全計画に基づき、学校単位で児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。
- (2) 防災教育の実施に当たっては、暴風、豪雨、洪水、地震、土砂崩れその他の異常な自然現象又は大火等による被害状況を認識させ、防災体制の仕組み等を理解させるとともに、災害時の対応力を育むことに留意する。

### 3 児童・生徒等に対する防災教育

学校等においては、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状等があげられ、これらの教育にあたっては起震車・防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

児童・生徒等に対する防災教育には保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。

市は、必要に応じてこれを支援する。

### 4 指導者に対する防災教育

校長等は、教職員について、指導のための手引書等の作成・配布及び心肺蘇生法等の指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。

### 5 避難訓練等の実施

校長等は、大規模災害を想定した総合的な避難訓練を実施し、災害に備えるとともに、実施に当たっては、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家の協力を得て避難行動の評価を得る等、意識の向上を図る。市は、必要に応じてこれを支援する。

### 第3 市職員に対する防災教育

#### 1 教育の内容

- (1) 防災計画及びこれらに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割に関する事。
- (2) 災害発生の原因、対策等の科学的、専門的知識に関する事。
- (3) 過去の主な災害事例に関する事。
- (4) 防災関係法令の運用に関する事。
- (5) 土木、建築その他災害対策に必要な技術に関する事。
- (6) 業務継続計画（BCP）に関する事。
- (7) 実際の災害を想定した防災対策に関する事。

#### 2 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 防災活動の手引き、初動マニュアル等印刷物の配付
- (3) 「避難情報発令の判断・伝達マニュアル」に基づく机上訓練の実施
- (4) 災害時に使用する各種情報伝達手段を用いた災害時通信訓練
- (5) 見学、現地調査等の実施
- (6) 実際の災害を想定した実践訓練

### 第4 企業防災、BCPの推進

各企業は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備や行政と企業等が連携した防災訓練を実施するほか、予想被害に対する復旧計画の策定や各計画の点検見直し等、防災活動の推進に努める。

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に定められた大規模工場等の管理者は、浸水防止計画の作成及び自衛水防組織の設置に努め、作成した浸水防止計画等について市長に報告する。

また、企業の防災に関する取組を企業自身が積極的に評価する等により、企業防災力の向上を図る。

このため、市は、社員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや、防災に関するアドバイスをを行うよう努める。

## 第14節 防災訓練

近年全国各地で被害に見舞われた豪雨災害等の教訓から、すべての者に平常時からの災害に対する備えや準備の必要性が再認識された。

市は、防災関係機関や自主防災組織との協調体制の更なる強化を目的として、各種の防災訓練を定期的実施するとともに、住民各位の積極的な訓練参加を促し、的確な災害対応に関する訓練に努める。

なお、市及び防災機関は、訓練終了後にその検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置等を講じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 総合防災訓練	—	防災安全課、全職員、防災関係機関、自主防災組織、ボランティア組織、事業所
第2 個別防災訓練	1 消防訓練	防災安全課、全職員
	2 避難、救助救護訓練	防災安全課、防災関係機関、医療関係機関
	3 非常通信訓練	防災安全課、消防本部、県、県警結城警察署、結城市アマチュア無線クラブ
	4 災害情報連絡訓練	防災安全課、市の出先機関
	5 水防訓練	防災安全課、水防管理団体
	6 事業所（防火管理者）における訓練	事業所
	7 自主防災組織等における訓練	防災安全課、消防本部、事業所、自主防災組織、防災関係機関
	8 一般住民の訓練	防災安全課、県、防災関係機関、住民

### 第1 総合防災訓練

防災関係機関相互の連絡体制の強化を図り、住民の防災意識を高めることを目的として防災関係機関のほか、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者（避難行動要支援者）も含めた地域住民等の協力を得て総合的な訓練を実施する。

総合防災訓練は、実際に大規模な風水害等が発生したと想定し、応急復旧対策及び避難所開設を網羅する総合的な実践型の訓練を行う。

この総合防災訓練により防災関係機関及び住民への防災対応及び防災意識の意識向上をはかる。

主な訓練種目としては次に示すとおりである。

- 1 本部設置、運営
- 2 職員非常参集・自主防災組織参集
- 3 無線による被害情報収集伝達
- 4 避難準備、避難誘導
- 5 避難所開設及び運営
- 6 交通規制及び交通整理

- 7 救出・救助、救護・応急医療
- 8 ライフライン復旧
- 9 各種火災消火
- 10 道路復旧、障害物排除
- 11 緊急物資輸送
- 12 ボランティアセンター設置運営
- 13 その他、災害時に起こりうる被害を想定し、幅広い種目について実施する。

## 第2 個別防災訓練

### 1 消防訓練

市は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

### 2 避難、救助救護訓練

市及びその他の防災関係機関は、計画に基づく避難その他救助、救援活動の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施する。また、医療関係機関等と連携し、トリアージ等の応急救護訓練を実施する。

なお、市は、学校、病院、要配慮者利用施設等の管理者に対しては、児童・生徒、利用者等の人命を保護するための避難訓練を随時実施するよう指導する。

### 3 非常通信訓練

災害時には、有線通信系の途絶又は利用することが著しく困難な場合が予想されるほか、無線設備にも少なからぬ被害が生じることが考えられる。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、各無線局の参加を促し、非常通信に関する訓練を定期的に行う。

### 4 災害情報連絡訓練

災害時において、市(市本部)と市の出先機関との災害情報連絡の迅速かつ的確な実施を図るため、災害情報連絡訓練を適宜実施する。

### 5 水防訓練

その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ洪水等を想定し、水防管理団体が連合し、又は防災関係機関が合同して実施する。訓練は実際の災害を想定した実践型の訓練を行う。

<訓練内容>

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 水位、雨量及び風速等の情報の周知</li><li>(2) 水防団の動員体制の確認</li><li>(3) 工法（各水防工法）</li><li>(4) 避難、立ち退き（危険区域居住者の避難）</li><li>(5) 水門、樋門等に関する情報周知</li><li>(6) 交通誘導等の水災害時に必要な活動</li></ul> |
|--|

## 6 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的を実施する。

また、地域の一員として、市、消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

## 7 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

## 8 一般住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市及び県をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して、広く要配慮者も含めた住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努める。



## 第15節 自主防災組織等の活動体制整備

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第15節 自主防災組織等の活動体制整備	—	防災安全課、消防団、事業所、消防本部、県警結城警察署、自主防災組織

大雨や台風による災害対策において、住民（自助）、地域（共助）、行政（公助）は役割分担を理解し、各々が連携して対応することで、被害の軽減が図れることを強く認識する必要がある。これにより、住民一人ひとりが自分達の安全はまず自分達で守るという意識の向上に繋がる。

大規模な災害になればなるほど、被害が同時に多数の地域で発生するため、種々の要因により防災機関の行う応急対策活動が遅れたり阻害されることが予想される。

このような事態において被害を最小限に止め、災害の拡大を防止するには、住民自らが身体を守り、被災者の救出救護、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行うことが非常に効果的である。

こうした点を踏まえ、市は、災害に際して、消防本部等の活動と相まって地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立するため、地域ごとに、住民の連帯感のもとに自主防災組織づくりを進めるとともに育成強化を図るため助成制度の創設等を行う。

内容は、震災対策編第2章第1節震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備「第3 防災組織等の活動体制の整備 1 自主防災組織の育成・連携」に準じる。

## 第16節 要配慮者支援

近年の急速な高齢化や国際化、さらには住民のライフスタイルの変化等に伴い、風水害発生時には高齢者、傷病者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等（要配慮者）の犠牲が多くなっている。

このため、次の各種対策を実施し、要配慮者の安全確保を図る。その際、被災時の性別のニーズの違い等に充分配慮するよう努める。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 要配慮者利用施設等対策	1 要配慮者利用施設等の安全確保	防災安全課、社会福祉課、介護福祉課、子ども福祉課、健康増進課、学校教育課、要配慮者利用施設
	2 防災組織の整備	要配慮者利用施設
	3 防災教育・防災訓練の充実	防災安全課、要配慮者利用施設
	4 防災備品の整備	要配慮者利用施設
第2 在宅者対策	1 防災知識の普及・啓発	防災安全課、要配慮者利用施設等
	2 避難誘導・救出・救護体制の確立	防災安全課、社会福祉課、子ども福祉課、介護福祉課、自主防災組織、要配慮者利用施設等
	3 的確な情報伝達活動	防災安全課
第3 外国人等に対する防災対策	—	防災安全課、企画政策課、県、県国際交流協会

## 第1 要配慮者利用施設等対策

### 1 要配慮者利用施設等の安全確保

要配慮者利用施設等の利用者の大半については、ねたきり高齢者、障害者及び傷病者等のいわゆる要配慮者及び避難行動要支援者であることから、施設の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、土砂災害危険箇所等の立地条件を踏まえた対策を講じる。

スプリンクラー等の防火設備については、設置義務でない施設についても必要に応じ設置に努める。さらに、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても促進を図る。

また、市は、過去において浸水被害のあった区域、土砂災害危険箇所等に存在する要配慮者利用施設等の保全のため、施設管理者への周知、講習会の実施等に配慮する。

### 2 防災組織の整備

要配慮者利用施設等の管理者は、土砂災害危険箇所等の立地条件等を踏まえて、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化する。

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に定められた要配慮者利用施設（資料編「9-4 要配慮者利用施設」【浸水想定区域】【土砂災害警戒区域】参照）は、避難確保に関する計画を策定し、避難誘導の訓練を実施するとともに、避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。

また、必要に応じ、防災関係機関との連携のもとに、施設相互間及び地域住民、自主防災組織等との平常時からの連携を密接にして、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

### 3 防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設等の管理者は、施設の職員等に対し、防災に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても適切な行動が取れるよう、あらかじめ災害時における避難計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練や過去において浸水被害のあった区域、土砂災害危険箇所等、地域の特性に配慮した防災訓練等についても実施する。

市は、必要に応じてこれを支援する。

### 4 防災備品の整備

要配慮者利用施設等の管理者は、災害に備え、食糧、生活必需品、防災資器材等の備蓄に努める。

## 第2 在宅者対策

### 1 防災知識の普及・啓発

市は、要配慮者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける等、防災知識の普及・啓発に努める。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、要配慮者の特性に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努める。

### 2 避難誘導・救出・救護体制の確立

市は、要配慮者、避難行動要支援者を適切に避難誘導・救出・救護するため、平常時より自主防災組織や福祉関係者との連携強化による要配慮者の実態把握に努め、避難支援マニュアルの策定を進める。避難に際しては、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び避難誘導計画に基づき避難誘導等を実施する。また、地域住民、自主防災組織、警察署等の協力を得て、避難誘導・救出・救護及び安否情報等の把握・伝達体制の整備等を図る。

その際、市は、要配慮者のプライバシーに配慮するとともに、関係者との実効性のある連携ができるよう、地域の要配慮者支援ネットワークの構築に向けた相互協力体制の整備を支援する。

また、市は、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、住民全体で防災に取り組む土壌の育成に努めるとともに、自治会等を中心とした自主防災組織の育成について促進を図る。

また、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保のため、緊急通報システム等の整備を継続して推進する。

### 3 的確な情報伝達活動

市は、要配慮者等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々の要配慮者にとって適切な伝達手段を検討し、避難についての情報伝達マニュアルの整備に努める。

また、社会福祉関係者や地域住民等の連携による伝達等、多様な伝達手段の整備に努める。

さらに、要配慮者が避難所等で、適切で十分な災害情報を得られるよう情報機器の整備に努める。

### 第3 外国人等に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及、防災教育や防災訓練への参加の推進に努めるとともに、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備等に努める。

内容は、震災対策編第2章第3節地震被害軽減への備え「第5 要配慮者の安全確保のための備え 3 外国人等に対する防災対策の充実」に準じる。

## 第17節 地域の孤立対策計画

風水害による道路や通信の途絶等により孤立するおそれのある地域については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等、孤立の未然防止を図るとともに、万が一孤立した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。そのため、市及び県、防災関係機関等が一体となった取組を推進することにより、地域住民の安全確保を図る。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 孤立地域対策	1 孤立のおそれのある地域の把握	防災安全課、消防本部、消防団
第2 孤立の未然防止対策	1 市	防災安全課、アマチュア無線クラブ
	2 電気通信事業者	電気通信事業者
	3 市及び道路管理者	道路管理者
第3 孤立した場合の対応	1 市	防災安全課
	2 電気通信事業者	電気通信事業者
	3 市及び道路管理者	道路管理者
	4 警察署	県警結城警察署

## 第1 孤立地域対策

### 1 孤立のおそれのある地域の把握

市は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立が予想される地域について、事前の把握に努める。把握に当たっては、過去の災害での事例、次の孤立のおそれのある地域の例を参考にするとともに、消防本部、消防団等防災関係機関から意見を聴取する。

#### (1) 道路状況

- ① 地域につながる道路等において迂回路がない。
- ② 地域につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- ③ 地域につながる道路等において橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- ④ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。
- ⑤ 道路及び橋梁の冠水等により、交通途絶になる可能性が高い。

#### (2) 通信手段

- ① 電気の途絶により、通信機器が利用できなくなる可能性がある。
- ② 一般加入電話等有線通信以外の多様な通信手段が確保されていない。
- ③ 大規模な浸水により、電気通信設備等に被害が発生し通信が途絶する可能性がある。

## 第2 孤立の未然防止対策

孤立を未然に防止するため、市及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取組み、孤立対策に必要な施策を推進する。

また、防災関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

## 1 市

- (1) 孤立のおそれのある地域においては、地域の代表者（自治会長、班長、消防団員等）を災害情報連絡員として任命する等、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。  
また、自主防災組織を育成・強化し、地域内の防災力の向上に努める。
- (2) 地域内に学校や駐在所等の公共的機関、東京電力パワーグリッド<sup>(株)</sup>、東日本電信電話<sup>(株)</sup>等の指定公共機関がある場合は、それらの機関のもつ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- (3) アマチュア無線等を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- (4) 孤立のおそれのある地域において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

## 2 電気通信事業者

孤立のおそれのある地域において、衛星携帯電話の配置等について配慮する。

## 3 市及び道路管理者

孤立のおそれのある地域については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

# 第3 孤立した場合の対応

## 1 市

- (1) 孤立した地域が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立や被災に関する情報を速やかに提供する。
- (2) 孤立するおそれのある地域については、事前に避難所の開設や飲料水、食糧等日常生活に必要な物資を確保する。
- (3) その他必要な対策について、防災関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

## 2 電気通信事業者

被災した電気通信設備等の応急復旧に努める。

## 3 市及び道路管理者

建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

## 4 警察署

安否確認、行方不明者の搜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 組織

市及び防災関係機関は、市内及び近隣市町村に風水害が発生した場合、災害応急対策を迅速に行うための体制を直ちに整え、民間団体、住民等も含めて一致協力して災害の拡大防止と被害者の救援・救護に努め、被害の発生を最小限度に止めるため、市本部を設置し防災業務の遂行に当たる。

#### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 災害対策本部	1 災害対策本部の設置	本部事務局総括班、各班、全職員
	2 廃止	本部事務局総括班、各班
	3 設置及び廃止の通知	本部事務局総括班、各班
	4 実施責任者	本部長
	5 開設場所	本部事務局総括班、各班
第2 組織図	—	本部事務局総括班、各班、全職員

### 第1 災害対策本部

#### 1 災害対策本部の設置

市は、次に示す場合、法第23条の2、結城市災害対策本部条例（昭和39年結城市条例第42号）及び本計画の定めるところにより非常時体制をとり、災害対策本部を設置し災害応急対策を実施する。

#### <設置基準>

- (1) 台風・集中豪雨・洪水・火事・爆発その他による災害が発生した場合で、市長（本部長）が本部の設置の必要があると認めたとき。
- (2) 暴風・大雨・洪水等の注意報又は警報が発令された場合で、市長（本部長）が本部の設置の必要があると認めたとき。
- (3) 大雨、暴風、洪水、暴風雪、大雪特別警報のいずれかが市内に発表されたとき。
- (4) その他市長（本部長）が災害対策本部を設置し、応急対策を実施する必要があると認めたとき。

#### 2 廃止

市長（本部長）は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、本部の活動を終了し、災害対策本部を解散する。

#### 3 設置及び廃止の通知

市長（本部長）が、市本部を設置又は解散したときは、防災関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

第3章 災害応急対策計画 第1節 組織  
第2 組織図

4 実施責任者

市本部の総括指揮者は、市長（本部長）であるが、不在の場合は次の順序による。

<総括指揮者の代行順序>

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	市民生活部長

5 開設場所

本部は、結城市役所4階災害対策本部室に設置する。

ただし、市庁舎が被災する等、何らかの理由で会議室が使用できない場合は、次の順序で本部を移設する。

<本部の代替設置場所>

第1順位	第2順位
かなくぼ総合体育館	結城市民情報センター

第2 組織図

本部及び本部の事務分掌は、震災対策編第3章第1節初動対応「第2 災害対策本部」に準じる。



## 第2節 動員計画

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第2節 動員計画	—	本部事務局総括班、総務部動員班、消防団、各班、全職員

災害応急対策活動に必要な人員を把握し、本部の設置等、災害時の応急対策を遂行するための職員の動員計画は、震災対策編第3章第1節初動対応「第1 職員参集・動員」に準じる。

なお、防災指令については、以下のとおりとする。

### <防災指令の発令基準>

体制区分	発令基準 (土砂災害)	発令基準 (風水害)	設置組織	動員基準	
準備指令		台風の接近等の気象庁の報道により、市内に危険な状態が予想され、対応が必要なとき。		防災安全課長 及び消防防災係	
警戒 体制	第1事前 配備指令	大雨（土砂災害）警報が発表され、危険な状態が予想される時。	大雨洪水暴風大雪警報が市内に発表されたとき。	必要に応じて災害対策連絡会議	市民生活部長 及び防災安全課全員
	第2事前 配備指令	土砂災害警戒情報が市内に発表されたとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>川島水位観測所の水位が水防団待機水位（0.0m）に達したとき。</li> <li>市内に相当の被害が予想され、市民生活部長が必要と認め、副市長の承認を得たとき。</li> </ul>	災害対策連絡会議	部課長以上の職員 都市建設部 応急対策担当職員 動員の指示を受けた職員
非常 体制	第1 配備指令		<ul style="list-style-type: none"> <li>川島水位観測所の水位が氾濫注意水位（1.1m）に達したとき。</li> <li>大規模災害が発生するおそれがあり、本部長が必要と認めたとき。</li> </ul>	災害対策本部	各部係長以上の職員で、全職員の1/2（局地的な災害発生に対し、対策を実施するために必要な職員）
	第2 配備指令		<ul style="list-style-type: none"> <li>川島水位観測所の水位が避難判断水位（1.9m）に達したとき。</li> <li>特別警報及び記録的短時間大雨情報が発表されたとき。</li> <li>局地的災害が発生し、本部長が必要と認めたとき。</li> </ul>		全職員の2/3（中規模の災害発生に対し、市本部の分掌する対策を実施するために必要な職員）
	第3 配備指令		<ul style="list-style-type: none"> <li>川島水位観測所の水位が氾濫危険水位（2.9m）に達したとき。</li> <li>鬼怒川及び田川の決壊のおそれがあるとき。</li> <li>市内全域に大規模災害が発生し、本部長が必要と認めたとき。</li> </ul>		全職員

## 第3節 気象情報等計画

気象予警報の発表、伝達及び周知徹底並びに異常現象発見時の措置については、本計画の定めるところによる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 特別警報・警報・注意報	1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準	水戸地方気象台
	2 特別警報・警報・注意報その他気象情報の細分区域と運用	水戸地方気象台
	3 特別警報・警報の伝達	水戸地方気象台、県、東日本電信電話株式会社、報道機関、県警察本部
	4 注意報及び気象情報の伝達	水戸地方気象台
	5 水防警報	水戸地方気象台、河川管理者
第2 洪水予報河川の洪水予報	—	本部事務局消防防災班、企画財務部情報班、保健福祉部福祉班、保健福祉部支援班、保健福祉部介護班、保健福祉部保健医療班、教育委員会学校教育班、河川管理者、水戸地方気象台
第3 土砂災害警戒情報	—	県、水戸地方気象台
第4 火災気象通報	1 通報の実施基準	水戸地方気象台
	2 通報の対象地域	水戸地方気象台
第5 異常現象発見者の通報義務等	—	本部事務局消防防災班、企画財務部情報班、消防本部、県警結城警察署

## 第1 特別警報・警報・注意報

### 1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

市内のいずれかの地域において、異常気象等によって災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき水戸地方気象台が発表するものをいう。

#### (1) 気象特別警報の発表基準

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と、同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(2) 気象警報の発表基準

種類	発表基準
大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	大雨によって、災害が起こるおそれがあり、具体的には、表面雨量指数基準が24、土壌雨量指数基準が143に到達することが予想される場合
洪水警報	流域雨量指数基準が、山川沼排水路流域で8.1、田川流域で13、西仁連川流域で15.6に到達することが予想される場合 又は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせで、鬼怒川流域=(10、78.5)、田川流域=(10、12.7)に到達することが予想される場合
暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上と予想される場合
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上と予想される場合
大雪警報	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、12時間の降雪の深さが10cm以上の場合

(3) 気象注意報の発表基準

種類	発表基準
大雨注意報	大雨によって、災害が起こるおそれがあり、具体的には、表面雨量指数基準が10、土壌雨量指数基準が98に到達することが予想される場合
洪水注意報	流域雨量指数基準が、山川沼排水路流域で6.4、田川流域で10.4、西仁連川流域で11.6に到達することが予想される場合 又は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせで、鬼怒川流域=(6、40.1)、田川流域=(10、10.4)、西仁連川流域=(12、11.6)に到達することが予想される場合
強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあり、具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上と予想される場合
風雪注意報	風雪によって、災害が起こるおそれがあり、具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上と予想される場合
大雪注意報	大雪によって、災害が起こるおそれがあり、具体的には、12時間の降雪の深さが5cm以上の場合
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想され、具体的には、視程が陸上で100m以下になると予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想され、具体的には、気象台において最小湿度が40%以下で、実効湿度が60%以下と予想される場合
霜注意報	早霜・晩霜によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあり、最低気温が3℃以下になると予想される場合
着氷・着雪注意報	著しい着氷(雪)が予想される場合
低温注意報	低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想され、具体的には、気象台における最低気温が夏期に15℃以下が2日以上継続、冬期に-7℃以下になると予想される場合

(4) その他

① 台風情報(台風第〇〇号に関する気象情報)

台風情報は、台風の中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、風速25m/s以上の暴風域、風速15m/s以上の強風域、進路予報を内容としている。台風が日本に接近したときには、台風の位置情報は1時間ごと(毎正時)、進路予報は3時間ごと(3、6、9、12、15、18、21、24時)に発表される。

第3章 災害応急対策計画 第3節 気象情報等計画  
第1 特別警報・警報・注意報

② 大雨情報（大雨等に関する情報）

大雨情報は、現在観測している又は予想される大雨の分布、その強弱、盛衰、移動等の状況について、具体的に記述、図示される。

③ 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は、大雨警報を発表中に、1時間に100mm以上が観測される場合等、数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨を観測もしくは解析した場合に、更なる警戒を喚起するため「いつ」、「どこで」、「どの程度」だけが示される。

④ 竜巻注意情報

雷、突風、ひょう等に注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、その旨が速報される。

また、水戸地方気象台では、局地的に発生し急激に発達する激しい突風や雷による災害の防止・軽減に向けて、竜巻等の発生確度や雷の激しさを予測した「竜巻発生確度ナウキャスト」「雷ナウキャスト」が提供されている。

⑤ 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表される。

2 特別警報・警報・注意報その他気象情報の細分区域と運用

(1) 注意報・警報の細分区域

気象庁の発表する気象警報・注意報の発表区域は、結城市の場合、府県予報区は「茨城県南部」、市町村等をまとめた地域は「県西地域」である。

(2) その他

水戸地方気象台は、気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表した後、経過や予想、防災上の留意点を解説する場合には気象情報を発表する。

気象情報には、数日後に災害が予想される場合に予告的な発表をするものと、注意報・警報を補完するために発表するものがある。

① 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報、台風情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

なお、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される

② 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、県気象情報の一種として発表する。

③ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、天気予報の対象地域と同じ発表単位「茨城県北部」・「茨城県南部」で気象庁から発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

④ 災害時気象支援資料

水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

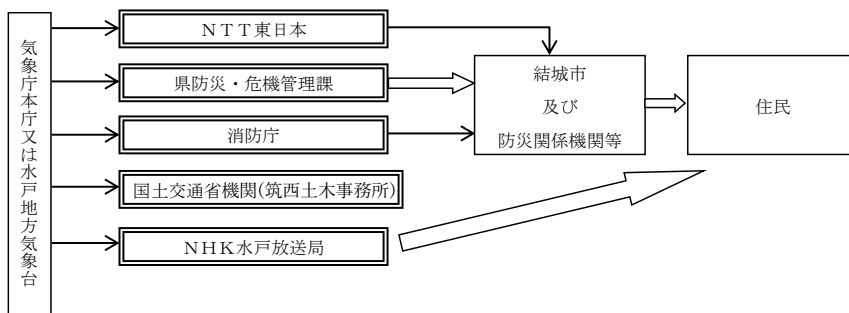
3 特別警報・警報の伝達

水戸地方気象台が発表する特別警報・警報は、次に示す伝達系統図により通知される。

市は、茨城県防災情報ネットワークシステム等により警報等を受信する。また、特別警報の場合は、住民等に直ちにその旨を伝達する。

災害情報を住民に伝達する際は、一人ひとりに確実に事態の危機感が伝わるよう、わかりやすい情報提供、状況に応じた切迫感のある情報の発信に留意する。

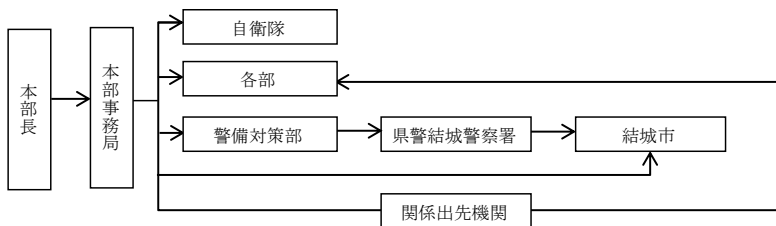
(1) 水戸地方気象台からの伝達系統



◻ 気象業務法施行令(昭和27年政令第471号)第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先

➡ 気象業務法第15条及び第15条の2によって警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

(2) 県からの伝達系統



▼ (3) 東日本電信電話株式会社 (NTT東日本) 関係

水戸地方気象台から通報された警報・特別警報は、NTT東日本の通信系統により市に伝達される。この場合警報・特別警報の種類だけで内容については伝達されない。

削除:

削除:

(4) 日本放送協会（NHK）関係

水戸地方気象台からNHK水戸放送局に気象専用回線を通じて通報された警報等は直ちに放送されることになっており、茨城放送（IBS）もこれに準じている。

(5) 県警察本部関係

水戸地方気象台から通報される情報は、県防災・危機管理課を経由して県警察本部（警備課）に警察の通信系により各警察署に伝達される。

(6) その他

この他、主な官公庁には水戸地方気象台から直接通報している。

4 注意報及び気象情報の伝達

注意報及び気象情報は気象業務法上警報のような定めはないが、情報機関、防災関係機関の協力を求めて公衆に周知させるよう努めることになっている。

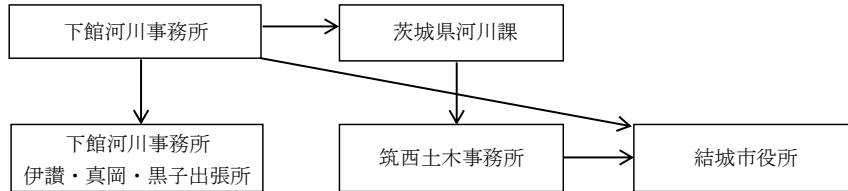
5 水防警報

(1) 水防警報の種類

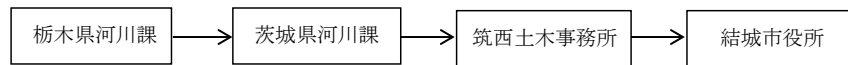
種類	内容	発表基準
待機	1 増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの	気象情報、警報等及び河川状況により、必要と認めるとき。
	2 水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき。又は、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき。

削除:

<水防警報の伝達系統：鬼怒川・田川放水路>



<水防警報の伝達：田川（栃木県管理区間）>



## 第2 洪水予報河川の洪水予報

河川管理者は気象台と共同で次の河川の洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）を発表したときは、市、土木事務所及び防災関係機関にその旨を伝達する。また、水戸地方気象台は、報道機関等に通報する。

市は、浸水想定区域内の住民、要配慮者利用施設管理者等にその旨を伝達する。

洪水予報河川名	河川管理者	気象官署
鬼怒川（田川放水路含む。）	国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所	水戸地方気象台・宇都宮地方気象台
田川	栃木県	宇都宮地方気象台

## 第3 土砂災害警戒情報

土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害が発生するおそれが高まった時に、茨城県と水戸地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。

## 第4 火災気象通報

水戸地方気象台は、消防法に基づき、気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、火災気象通報をもってその状況を知事に通報する。市長は、知事からこの通報を受けたときは、必要により火災警報を発令する。

### 1 通報の実施基準

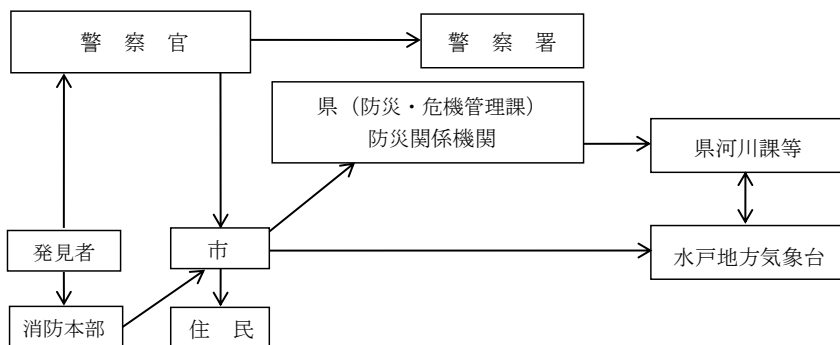
実施官署	実施基準
水戸地方気象台	実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される場合 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

## 2 通報の対象地域

茨城県全域を対象とする。地域を限定して発表できる場合は、「北部」、「南部」、「県北地域」、「県中央地域」、「鹿行地域」、「県南地域」、「県西地域」を用い、結城市は「県西地域」である。

## 第5 異常現象発見者の通報義務等

- 1 災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市、消防本部又は警察官に通報しなければならない。  
また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
- 2 住民から消防本部、警察官が通報を受けた場合は、市に速やかに通報連絡する。
- 3 発見者から通報を受けた市は、その旨を遅滞なく、県、水戸地方気象台及び防災関係機関に通報すると同時に、住民その他関係団体にも周知させる。





## 第4節 災害情報の収集・伝達

市及び防災関係機関は、大雨や台風等に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、警告等の受伝達に関する重要通信の疎通を図る。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、電話、電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

具体的な情報・収集伝達計画は、震災対策編第3章第2節災害情報の収集・伝達「第2 災害情報の収集・伝達・報告」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第4節 災害情報の収集・伝達	—	本部事務局消防防災班、総務部総務班、企画財務部情報班、各部、水戸地方气象台、県、県警察本部、県警結城警察署、消防本部、自衛隊、常陸河川国道事務所、報道機関、防災関係機関、施設管理者

## 第5節 通信

大雨や台風等による災害が発生した場合、国、県、市及び防災関係機関の間で、密接な情報連絡をとることが重要であることから、平時より、災害に伴う気象予警報の伝達、被害状況及び応急対策実施状況の収集、災害時の情報の伝達等、災害時における情報通信ネットワークの強化を図る。

具体的な通信計画は、震災対策編第3章第2節災害情報の収集・伝達「第1 通信手段の確保」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第5節 通信	—	本部事務局消防防災班、総務部総務班、総務部支援班、各班、東日本電信電話㈱、消防本部、筑西土木事務所、県警結城警察署、自衛隊、鉄道事業者、東京電力パワーグリッド株式会社、防災関係機関、報道機関、タクシー会社、結城市アマチュア無線クラブ

## 第6節 広報

大雨や台風等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにする必要があります。

また、災害が発生した場合には、被害の状況や被害応急対策、あるいは応急復旧等に関する情報について、市及び関係機関は迅速かつ的確に広報を行い、住民生活の安定と速やかな復旧を図る。混乱が終息した後は、各防災関係機関は広報活動を行い、災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

具体的な広報計画は、震災対策編第3章第2節災害情報の収集・伝達「第3 災害情報の広報 1 広報活動」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第6節 広報	—	総務部広報班、企画財務部情報班、 県、自衛隊、防災関係機関、報道機 関

## 第7節 消防活動

市及び防災関係機関は、風水害に伴う出火や災害に迅速に対応するため、消防活動を円滑に行うための消防計画を定める。また、生命身体が危険な状態にある者や、生死不明の状態にある者を救出・保護するための対策について定める。

具体的な消防計画は、震災対策編第3章第4節被害軽減対策「第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第7節 消防活動	—	本部事務局消防防災班、企画財政 部情報班、総務部動員班、消防本 部、消防団、応援消防隊、県、医 療機関、医療ボランティア、自主 防災組織、事業所、住民、水防管 理者、河川管理者

## 第8節 水防

この計画は、水防法に基づき本市における洪水による水害を警戒防御することで、被害を軽減し、住民その他公共諸施設の安全を確保するため定める。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 水防の責任	1 水防管理団体の責任（水防法第3条）	本部事務局消防防災班、都市建設部土木班
第2 指定水防管理団体	—	本部事務局消防防災班
第3 市の水防組織	1 水防本部	本部事務局消防防災班、都市建設部土木班、消防団、河川管理者、河川管理施設管理者
	2 住民・自主防災組織等の活動	消防団、各業種別団体、事業所、住民、自主防災組織
第4 市の水防非常配備体制の基準	1 出動準備待機	消防団
	2 出動準備	消防団
	3 出動	消防団
	4 警報の伝達	本部事務局消防防災班、総務部広報班、消防本部、消防団
	5 応援	本部事務局消防防災班
	6 避難のための立退き	本部事務局消防防災班、消防団
	7 水防報告と水防記録	本部事務局消防防災班、消防団

## 第1 水防の責任

### 1 水防管理団体の責任（水防法第3条）

水防管理団体は、各々その管轄区域内の水防活動が充分に行われるよう次の事項を整備確立する。

- (1) 水防組織の確立
- (2) 水防団、消防団の整備
- (3) 水防倉庫、資機材の整備
- (4) 通信連絡系統の確立
- (5) 平常時における河川、堤防、ため池等の巡視
- (6) 洪水時における適切な水防活動の実施
  - ① 水防に要する費用の自己負担の確保
  - ② 水防団又は消防団の出動体制の確保
  - ③ 通信網の再点検
  - ④ 水防資機材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保
  - ⑤ 雨量、水位観測を的確に行うこと。
  - ⑥ 農業用取水堰及び水閘門、ため池等の操作
  - ⑦ 堤防、ため池等決壊及び決壊後の措置を講ずること。
  - ⑧ 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使
  - ⑨ 住民の水防活動従事の指示
  - ⑩ 警察官の出動を要請すること。
  - ⑪ 避難のための立退きの指示

第3章 災害応急対策計画 第8節 水防  
第2 指定水防管理団体

- ⑫ 水防管理団体相互の協力応援
  - ⑬ 水防解除の指示
  - ⑭ 水防てん末報告書の提出
- なお、市は、上記のほか義務として次の事項を必ず行わなければならない。
- ① 水防機関の整備をすること。
  - ② 水防計画を樹立すること。
  - ③ 水防団員数を確保すること。
  - ④ 毎年水防訓練を行うこと。

## 第2 指定水防管理団体

本市において、水防法第4条に基づき水防上公共の安全に重大な関係があるとして知事の指定した水防管理団体は結城市である。

## 第3 市の水防組織

### 1 水防本部

水防本部の組織は次のとおりとする。

#### (1) 水防体制

河川等の堤防、護岸の決壊又は放流による洪水等の水害の発生が予想される場合もしくは発生した場合には、水防計画及びその他水防に関する計画に基づき、通信、情報、警戒、点検及び防ぎよ体制を強化するとともに、これらの活動にあたって、堤防等の施設管理者、警察・消防の各機関及び自主防災組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

- ① 水防団の編成  
水防配備指令が発令された場合、市は消防団に水防団を編成する。
- ② 水防団の出動  
市長の指示により、水防団長は、あらかじめ定める計画に従い水防団を出動させ、水防活動を実施する。

#### (2) 河川管理施設等の災害応急対策

鬼怒川等の河川及び内排水路の堤防、護岸、樋管・水門、排水機場その他の河川管理施設等が被害を受けた場合には、以下のとおり、各施設を所管する機関と協力して、応急・復旧に努めるとともに排水に全力をつくす。

- ① 水防活動と並行して、管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに国土交通省及び県に報告するとともに、河道閉塞箇所における災害廃棄物等の除去、堤防・ため池崩壊法面のクラック等に雨水の浸透による増大を防ぐためのビニールシート張り等必要な措置を講じる。
- ② 水門、排水機等に被害を生じた場合は、必要に応じて、土のう、矢板等により応急的な締切を行うとともに、速やかに国土交通省及び県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求め、これにより必要に応じて排水作業を継続し内水による被害拡大防止のための体制を確保する。施設の応急復旧については、大規模なものを除き国土交通省及び県の指導のもとにこれを実施する。

## 2 住民・自主防災組織等の活動

住民・自主防災組織及び消防団、各業種別団体、事業所は、常に気象状況、水防状況等に注意し、自らの居住地域において、水害が予想される場合は、洪水等による水害を警戒し防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動に進んで協力する。特に、市や水防隊・水防団等の防災関係者から水防活動のため必要な建設用機械・資機材の要請があった場合は、積極的に提供に努める。

## 第4 市の水防非常配備体制の基準

### 1 出動準備待機

- (1) 川島水位観測所（以下、「川島観測所」という。）の水位が水防団待機水位（0.0m）に達し、なお上昇のおそれがあり、出動準備の必要が予測される時。

### 2 出動準備

- (1) 川島観測所の水位が氾濫注意水位（1.1m）に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予測される時。
- (2) 気象状況等により危険が予知される時。

### 3 出動

- (1) 川島観測所の水位が避難判断水位（1.9m）に達した時。
- (2) その他被害発生のおそれがある時。

### 4 警報の伝達

水防法に基づく予報又は警報の伝達を受けた場合で、水防管理者が必要と認めるときは水防関係機関等にこれを伝達するとともに、次の方法により住民に周知する。

#### (1) 消防署（消防本部）

サイレンの吹鳴、広報車等による市内巡回伝達等、周知の徹底と消防団に対する連絡の徹底

#### (2) 消防団

サイレンの吹鳴、巡回広報等による周知の徹底

#### (3) 市

防災行政無線の利用、広報車等による市内巡回伝達を実施し、住民への周知の徹底

### 5 応援

水防法第16条の規定に基づき、水防管理者は、緊急の必要のあるときは他の水防管理者、市長（本部長）、消防団長に対し応援を求めることができる。

### 6 避難のための立退き

水防管理者は、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第22条の規定により必要と認められる区域の居住者に対し、消防車、広報車等により立退き又はその準備を指示するとともに警察署長に通知する。

第3章 災害応急対策計画 第8節 水防  
第4 市の水防非常配備体制の基準

水防管理者は、これらを実施するため、警察署長その他関係機関と協議のうえ、事前に避難計画を作成して周知しておく。

## 7 水防報告と水防記録

市長（本部長）に報告する事項は次のとおりとし、作成した記録は、これを保管しなければならない。

- (1) 天候状況及び警戒中の水位観測表
- (2) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (3) 消防団員（水防団員）又は消防機関に属する者の出動の時刻及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (7) 水防法第28条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- (8) 障害物を処分した数量及びその理由並びに除去の場所
- (9) 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者氏名とその理由
- (10) 応援の状況
- (11) 警察及び自衛隊の援助状況
- (12) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (13) 現場指揮者名
- (14) 水防関係者の死傷の有無
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- (17) 堤防その他の施設について緊急工事を要する事態が生じたときは、その場所及び状況
- (18) 居住者の出動状況
- (19) その他必要な事項

## 第9節 災害警備

大雨や台風等による災害の発生時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が発生する。

県警結城警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、住民の避難誘導、救助、犯罪の予防、交通の規制等の災害警備活動を行い、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序を維持する。

具体的な災害警備計画は、震災対策編第3章第4節被害軽減対策「第1 警備対策」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第9節 災害警備	—	各班、本部事務局消防防災班、都市建設部土木班、消防本部、消防団、県、県警結城警察署、施設管理者、事業所、住民、ボランティア団体

## 第10節 交通計画

大雨や台風等により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、又は交通の混乱により応急対策に支障をきたすおそれがあるとき、市及び道路管理者、防災関係機関は、交通規制及びこれに関連した応急の対策を講じる。

具体的な交通計画は、震災対策編第3章第4節被害軽減対策「第3 緊急輸送 4 交通規制」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第10節 交通計画	—	県警結城警察署、県公安委員会、自衛隊、道路管理者

## 第11節 避難

市は、災害に際し、あらかじめ作成した避難誘導に係る計画（水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮する。）に基づき、危険地域の住民等を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図る。また、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に受入れ保護する。

特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

また、市は、台風による大雨発生等、事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。さらに、高齢者等の要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた性別のニーズの違い等、性差に係らない多様な視点に配慮するよう努め、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。

なお、避難所等の指定については、震災対策編第3章第5節被災者生活支援「第2 避難生活の確保、健康管理」に準じるものとする。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 避難情報	1 避難情報発令の実施者	本部事務局消防防災班、県、県警結城警察署、自衛隊
	2 市長が不在の場合の避難情報発令の措置	本部事務局総括班
	3 避難情報発令の基準	本部事務局消防防災班、県警結城警察署
第2 避難情報発令の実施	—	本部事務局消防防災班
第3 避難措置の周知	1 住民への周知徹底	総務部広報班、本部事務局消防防災班、報道機関
	2 関係機関相互の連絡	本部事務局消防防災班
第4 警戒区域の設定	1 警戒区域の設定	本部事務局消防防災班
	2 避難の誘導	市民生活部避難誘導班
第5 避難所の開設及び管理運営	—	避難所担当班（総務部支援班、企画財務部情報班、企画財務部財政班、企画財務部出納班、保健福祉部福祉班、保健福祉部支援班、保健福祉部介護班、経済環境部農業班、経済環境部商工班、経済環境部支援班、都市建設部支援班、教育委員会学校教育班、教育委員会生涯学習班、教育委員会体育施設班、議会部議会班；以降「避難所担当班」とする。）、総務部広報班、本部事務局消防防災班、都市建設部建築班、保健福祉部総務班、経済環境部商工班、県、自主防災組織、ボランティア、住民
第6 被災者台帳の作成	—	市民生活部市民班、企画財務部情報班、保健福祉部福祉班、



項目	小項目	担当
		企画財務部罹災調査班、都市建設部建築班、県
第7 避難者の健康管理	—	避難所担当班、保健福祉部保健医療班、筑西保健所、県、いばらきDMAT

## 第1 避難情報

### 1 避難情報発令の実施者

避難情報を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市長（本部長）を中心として、相互に連携をとり実施する。

実施責任者	内容	根拠法令等
市長 (本部長)	住民その他関係の公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対処とすべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告を行う。	法第56条第2項
	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があるとき、当該地区の住民等に対し避難の指示を行う。	法第60条第1項
	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するとき、当該地区の住民等に対し緊急安全確保措置の指示を行う。	法第60条第3項
	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止又は退去を命じる。	法第63条第1項
知事	災害が発生した場合で、当該災害により市長が避難のための指示を発令できなくなったとき、市長に代わって行う。	法第60条第6項
	災害が発生した場合で、当該災害により市長が警戒区域の設定ができなくなったとき、市長に代わって行う。	法第73条第1項
警察官	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示が必要と認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき又は市長から要請があったとき当該地域の住民等に対し避難の指示を行う。	法第61条第1項
	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要性が認められるが、市長、若しくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止又は退去を命じる。	法第63条第2項
	災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務 執行法（昭和23年法律第136号）第4条

第3章 災害応急対策計画 第11節 避難  
第1 避難情報

実施責任者	内容	根拠法令等
知事又はその命を受けた職員及び水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。	水防法第29条
	水防管理者が指示を実施する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	
知事又はその命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条

## 2 市長が不在の場合の避難情報発令の措置

市長が不在の場合又は災害時の通信途絶により、市長に連絡の取れない場合の避難情報発令の措置の判断決定については、次の意思決定順位により判断を行う。

### <意思決定順位>

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	市民生活部長	総務部長

## 3 避難情報発令の基準

避難情報の発令は、原則としてあらかじめ県警結城警察署長と協議し、関係機関相互の意見を調整した後、おおむね次の基準により行う。

警戒レベルは、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動と、その行動を居住者等に促す情報とを関連付けるもので、5段階に区分されている。

市は、避難情報の発令に際し、警戒レベルを付加し、避難情報発令対象区域の住民に伝達する。

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報	基準	
警戒レベル5	既に災害が発生又は発生が切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保	洪水	市内において、「大雨特別警報」が発令されている場合
			洪水	鬼怒川の「氾濫発生情報」が発令されている場合
			洪水	鬼怒川の堤防等において、「漏水」、「浸食」等が発生している場合
			洪水	川島観測所の水位が「氾濫開始相当水位」に到達し、氾濫の発生が切迫している場合
			土砂	七五三場権現山地区において、「土砂災害」が発生している場合又は発生が切迫している場合
			洪水・土砂	その他、市長が必要と認めた場合

第3章 災害応急対策計画 第11節 避難  
第1 避難情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報	基準	
警戒 レベル4	避難所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難指示	洪水	川島観測所の水位が避難判断水位である1.9mに到達し、かつ、上流域の石井(右)水位観測所(以下、「石井観測所」という。)の水位が2.6mに達している場合
			洪水	川島観測所の水位が避難判断水位である1.9mに到達し、かつ、周囲の気象情報及び上流ダムの放流情報等、引き続き水位上昇が見込まれる場合
			洪水	川島観測所の水位が避難判断水位である1.9mに到達し、かつ、上流域の宇都宮市において「特別警報」または、「記録的短時間大雨情報」が発令されている場合
			洪水	鬼怒川の「氾濫警戒情報」が発令されている場合
			土砂	土砂災害警戒情報が発表された場合
			土砂	大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合
			土砂	大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
			土砂	土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り等)が発見された場合
			洪水・土砂	その他、市長が必要と認めた場合
警戒 レベル3	高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難	洪水	川島観測所の水位が氾濫注意水位である1.1mに到達し、かつ、上流域の石井観測所の水位が1.5mに到達している場合
			洪水	川島観測所の水位が氾濫注意水位である1.1mに到達し、かつ、周囲の気象情報及び上流ダムの放流情報等、引き続き水位上昇が見込まれる場合
			洪水	川島観測所の水位が氾濫注意水位である1.1mに到達し、かつ、上流域の宇都宮市において「特別警報」または、「記録的短時間大雨情報」が発令されている場合
			洪水	鬼怒川の「氾濫注意情報」が発令されている場合
			洪水	気象庁の報道等により、夜間～翌日早朝に大雨(浸水害)又は洪水警報に切り替える可能性が言及され、市域において、相当の被害が予想される場合
			洪水	気象庁の報道等により、強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想され、市域において、相当の被害が予想される場合

第3章 災害応急対策計画 第11節 避難  
第2 避難情報発令の実施

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報	基準	
			土砂	洪水・土砂
			土砂	大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合
			土砂	気象庁の報道等により、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及され、七五三場権現山地区において、相当の被害が予想される場合
			土砂	気象庁の報道等により、強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想され、七五三場権現山地区において、相当の被害が予想される場合
			洪水・土砂	その他、市長が必要と認めた場合
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。		土砂	危険度大雨警報（土砂災害）の危険度分布の「注意」
			洪水	大雨警報（浸水害）の危険度分布の「注意」
			洪水・土砂	大雨注意報
			洪水・土砂	洪水注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。		洪水・土砂	早期注意情報（警報級の可能性）

## 第2 避難情報発令の実施

市長は、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準、伝達方法等を明確にしてある「避難情報の判断・伝達マニュアル」や、「台風による洪水を対象とした避難情報発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）」に基づき、発災時に避難情報を適切に発令するよう努める。

避難情報の発令に当たっては、5段階の警戒レベルを明記するほか、発令基準の明確化（空振りをおそれない躊躇なき発令）、早期の発令（避難時間等の確保を考慮した発令）及び住民の早期行動の促進（住民の適切な行動を促す避難情報の提供）を基本とする。

なお、避難情報の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

避難情報を発令する場合は、次の内容を明示して実施する。

- (1) 避難（準備）が必要な地域（避難情報発令対象区域）  
（震災対策編第3章第4節被害軽減対策「第2 避難情報・誘導」参照）
- (2) 避難先
- (3) 避難（準備）の理由
- (4) その他必要な事項

また、避難のための立退きを指示し、若しくは緊急安全確保措置を指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

### 第3 避難措置の周知

避難情報を発令した場合は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡する。

#### 1 住民への周知徹底

避難の措置を行うに当たって、市はその内容を直接の広報又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図る。台風等、事前に予測可能な災害については、予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民にわかりやすく適切に状況を伝達する。

また、市は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかりやすいように伝達すること等により、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知しておく。

また、住民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合、線状降水帯等、異常な降水が予想される場合には、避難情報を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を行うべきことにも留意する。

また、避難指示又は緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

また、市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう努める。

#### 2 関係機関相互の連絡

市は、避難の措置を行ったときは、その内容を関係機関に連絡する。

なお、市長は避難情報を発令したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

### 第4 警戒区域の設定

#### 1 警戒区域の設定

法第63条に基づき、市長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	法第63条

第3章 災害応急対策計画 第11節 避難  
第4 警戒区域の設定

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠法令
知事	災害全般	災害が発生した場合において、当該災害の発生により、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	法第73条
警察官	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合において、市長、若しくは市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。	法第63条第2項
警察官	火災 洪水	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防職員又は消防団員から要求があったとき。 水防上緊急の必要がある場合において、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者から要求があったとき。	消防法第28条第2項 水防法第21条第2項
消防吏員又は消防団員	火災	火災の現場	消防法第28条
水防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場合	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛隊	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長、若しくは市長の職権を行うことができる者が、その場にいない場合に限る。	法第63条第3項

2 避難の誘導

- (1) 避難の誘導は、警察官、消防（水防）団員、市職員等が連携し実施する。
- (2) 消防本部、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。
- (3) 避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。
- (4) 学校、社会教育施設及び要配慮者利用施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。
- (5) 避難に自家用車を使用しないよう指導する。
- (6) 避難先は、下表を基準とし安全を確認して決定する。

<避難先>

避難の理由	避難先
① 火災の拡大により避難するとき。	避難場所
① 崖崩れ等の地変により避難をするとき。 ② 河川等の決壊により避難するとき。 ③ 有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき。 ④ 水防警報の発表により避難をするとき。	避難場所 避難所

書式変更：インデント：ぶら下げインデント：1.86  
字、左 -0.07 字、最初の行：-1.86 字

削除:

(7) 避難情報の発令に際しては、次の点についても周知徹底を図る。

- ① 避難に際し、火気、薬品その他危険物等の始末及び電気、ガスの保安措置の実施
- ② 1～2食程度の食糧、最小限の着換肌着、照明器具等の携行
- ③ 避難時の状況に応じて防寒具、雨具等の携行

削除: <オブジェクト>

(8) 避難の順序は、原則として次の順序とする。

- ① 老幼者・病人・身体障害者・妊産婦等の要配慮者及びこれらに必要な介助者
- ② 一般住民
- ③ 防災義務者

## 第5 避難所の開設及び管理運営

避難情報の発令を行った場合及び住民が自発的に避難を開始した場合は、市は速やかに必要な避難所を開設し、市職員を管理要員として当該避難所へ派遣する。なお、事前予測が可能な風水害時の避難所開設については、浸水想定区域や避難所人数等を考慮して、開設する避難所を事前に調整する。

施設の使用に当たっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、二次災害の危険から安全な場所であるかどうかを検討して選定するとともに、管理保全に充分留意する。

避難所の開設・運営については、震災対策編第3章第5節被災者生活支援「第2 避難生活の確保、健康管理 1 避難場所及び避難所の開設及び管理運営」に準じる。

## 第6 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

詳細は震災対策編第3章第5節被災者生活支援「第1 被災者の把握等」に準じる。

## 第7 避難者の健康管理

避難者の健康管理については、震災対策編第3章第5節被災者生活支援「第2 避難生活の確保、健康管理」に準じる。

## 第12節 食糧供給

大雨や台風等による災害で食糧の配給販売機関等が麻痺又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者に対し、市は、応急的な炊出しを行い、又は住家に被害を受けたため一時縁故先等へ避難する者に対し、必要な食糧品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護する。

具体的な食糧供給計画は、震災対策編第3章第5節被災者生活支援「第5 生活救援物資の供給  
1 食糧・生活必需品等の供給」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第12節 食糧供給	—	経済環境部商工班、企画財務部物資班、総務部輸送班、教育委員会給食班、保健福祉部保健医療班、保健福祉部支援班、保健福祉部介護班、県、自衛隊、一般社団法人茨城県トラック協会（以下、「県トラック協会」という。）水戸線支部

削除: 改ページ

<オブジェクト>

書式変更: タブ位置: 11.71 字, 左揃え

書式変更: タブ位置: 11.71 字, 左揃え

削除:



## 第13節 衣料・生活必需品等供給

風水害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 実施機関	—	経済環境部商工班、企画財務部物資班
第2 実施の方法	—	経済環境部商工班、企画財務部物資班

### 第1 実施機関

- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市が行う。
- 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県その他関係機関の応援を得て実施する。

### 第2 実施の方法

災害救助法（昭和25年法律第303号）を適用する分については同法により、適用のない分については同法に準じ、市で行う。

#### <災害救助法による実施基準>

- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼・全壊・流出・半焼・半壊又は床上浸水（土砂の堆積等があつて、一時的に居住することができない程度のもを含む。以下同じ。）又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具、日用品等を喪失又は損傷して、直ちに日常生活を営むことが困難となった者に対して行う。
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
  - 被服・寝具及び身の回り品
  - 日用品
  - 炊事用具及び食器
  - 光熱材料
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するために支出する費用の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号の表に定める額の範囲内とする。

#### (1) 住家の全壊、全焼又は流出により被害を受けた世帯

世帯	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上
季別						
夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	54,200円に、世帯人員が6人以上1人を増すごとに7,900円を加算した額
冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	82,700円に、世帯人員が6人以上1人を増すごとに11,400円を加算した額

削除:

(2) 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人世帯以上
夏季	6,000 円	8,100 円	12,100 円	14,700 円	18,600 円	18,600円に、世帯人員が6人以上 1人を増すごとに2,600円を加算 した額
冬季	9,800 円	12,700 円	18,000 円	21,400 円	27,000 円	27,000円に、世帯人員が6人以上 1人を増すごとに3,500円を加算 した額

4 前項各号の表において、「夏季」とは4月1日から9月30日までを、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までをいい、季別の決定は、災害の発生の日をもって行う。

5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害の発生の日から10日以内に完了する。

給付又は貸与等の具体的計画は、震災対策編第3章第5節被災者生活支援「第5 生活救援物資の供給」に準じる。

## 第14節 給水

風水害のため、飲料水が枯渇又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、本計画の定めるところによる。

具体的な給水計画は、震災対策編第3章第5節被災者生活支援「第5 生活救援物資の供給 2 応急給水の実施」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第14節 給水	—	都市建設部給水班、総務部輸送班、 総務部広報班、県西水道事務所、県

## 第15節 要配慮者安全確保対策

風水害時に、視聴覚や音声・言語機能の障害から、的確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になる要配慮者に対し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行う。

なお、市は、あらかじめ定める避難情報の提供方法や支援対策をマニュアル化し、適切な避難支援ができるよう努める。

具体的な計画は、震災対策編第3章第5節被災者生活支援「第6 要配慮者安全確保対策」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第15節 要配慮者安全確保対策	—	経済環境部商工班、企画財務部物資班、総務部輸送班、保健福祉部福祉班、保健福祉部介護班、保健福祉部保健医療班、総務部広報班、企画財務部情報班、消防本部、要配慮者利用施設管理者、要配慮者利用施設、県、ライフライン事業者、県警結城警察署、報道機関、民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）、ホームヘルパー、奉仕員、自主防災組織、ボランティア、県国際交流協会、地域国際化協会連絡協議会、語学ボランティア、福祉・介護関係者、関係機関

## 第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

風水害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった世帯に対する住宅の対策は、本計画の定めるところによる。

具体的な計画は、震災対策編第3章第7節応急復旧・事後処理「第1 建築物の応急復旧」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	—	都市建設部建築班、保健福祉部福祉班、県、国

## 第17節 医療・助産

災害のため、その地域の医療機能が麻痺又は低下した場合や、医療機関の診療能力を超える患者が発生した場合における医療及び助産対策について定める。

具体的な計画は、震災対策編第3章第4節被害軽減対策「第5 応急医療」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第17節 医療・助産	—	保健福祉部保健医療班、保健福祉部福祉班、総務部輸送班、消防本部、医療機関、一般社団法人結城市医師会（以下、「結城市医師会」という。）、筑西薬剤師会、医療救護チーム、DMAT、DPAT、県、筑西保健所、茨城県精神保健福祉センター、関係消防機関、茨城透析医災害対策連絡協議会、訪問看護ステーション、医療関係団体

## 第18節 防疫

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等、悪条件下にて行われるものであるから、迅速かつ強力に実施し、感染症の流行を未然に防止することに万全を期す。

災害防疫の実施については、「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により行う。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 実施事項及び要請事項	—	保健福祉部保健医療班
第2 災害防疫の実施方法	1 防疫措置の強化	保健福祉部保健医療班
	2 広報活動の実施	保健福祉部保健医療班、総務部広報班
	3 清潔及び消毒の方法	保健福祉部保健医療班
	4 患者の隔離収容方法	保健福祉部保健医療班
	5 報告	保健福祉部保健医療班
第3 災害防疫の実施内容	1 内容	保健福祉部保健医療班
	2 災害発生時の対策	保健福祉部保健医療班
	3 災害防疫活動	保健福祉部保健医療班、総務部広報班、都市建設部給水班
	4 災害防疫完了後の措置	保健福祉部保健医療班、企画財務部財政班

## 第1 実施事項及び要請事項

防疫の実施に当たっては、特に次の事項に留意する。

- 1 事前に防疫体制を確立し、周到的計画を行う。
- 2 警戒体制を厳重にするとともに、災害発生時においては、組織的かつ有機的な活動を実施する。
- 3 災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、「感染症法」という。）に基づき、市及び県が実施する。

市の実施事項及び要請事項は次のとおりである。

- 1 清潔方法及び消毒方法の施行（感染症法第27条第2項及び第29条第2項）
- 2 ねずみ族昆虫等の駆除（感染症法第28条第2項）
- 3 生活用水の供給（感染症法第31条第2項）
- 4 避難所の衛生管理及び防疫指導
- 5 臨時予防接種の実施〔予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条〕
- 6 防疫用資材の調達方法の確立

## 第2 災害防疫の実施方法

災害防疫の実施方法の概要は、次のとおりである。

### 1 防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図るとともに、県の指示に基づき感染症予防委員を選任し防疫活動に従事させる。

### 2 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により地区組織を通じ広報活動の強化に努めるとともに、住民の社会不安の防止に留意する。

### 3 清潔及び消毒の方法

感染症法第27条第2項及び第29条第2項の規定による清潔及び消毒の方法は次によるものとし、使用する薬剤及び器具についてはあらかじめ調達方法を確立しておく。

#### （1）清潔の方法

- ① 実施に当たっては、道路、溝きよ、公園等公共の場所を中心に行う。
- ② 各個人による清掃を原則とするが、状況に応じ市長（本部長）は適切な指導を行う。
- ③ 収集したごみ、汚泥その他の汚物は、焼却埋没等衛生的に適切に処分する。この場合の取扱は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）による。

#### （2）消毒の方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下、「感染症規則」という。）に定めるところにより行う。

#### 4 患者の隔離収容方法

発見された感染症患者及び保菌者等については、感染症法第21条及び第47条の規定により早急に隔離収容する。隔離病舎が罹災した場合又は交通事情等の理由により収容困難な場合は、県の指示により適当な場所に臨時隔離所を設け収容する。

#### 5 報告

市は、警察・消防等諸機関その他関係団体と緊密な協力のもとに、次の事項について知事に報告する。

- (1) 被害の状況
- (2) 防疫活動状況
- (3) 災害防疫所要見込額
- (4) その他

### 第3 災害防疫の実施内容

#### 1 内容

##### (1) 組織

###### ① 災害防疫対策連絡協議会

平常時から関係機関相互の協力体制を確立しておくため、関係部課、関係行政機関等をもって協議会を開催し、防疫に関する協議及び情報の連絡を行う。

市は、必要に応じて、筑西薬剤師会等の関係団体に医療ボランティアの確保を要請し、消毒の指導等について協力を仰ぐ。

###### ② 災害防疫対策本部の設置計画

災害時には災害防疫対策本部を設置するが、その組織運営等について事前に計画を樹立しておく。

##### (2) 防疫計画の策定

市内の地理的・環境的条件及び過去における被害状況等を勘案して災害予想図等を作成するとともに、災害防疫対策連絡協議会の意見を聞き、できるだけ周到な防疫計画をたてる。

##### (3) 器具機材の整備

最低限常備する必要がある器具は、普段から整備し、災害時又はそのおそれのあることが顕著となった際に備えるべき器具については、あらかじめ周到な計画をたてておくとともに、備蓄している器具は、随時点検を行い、いつでも使用できる状態に保っておく。

##### (4) 職員の訓練及び動員計画

職員の訓練については、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、防疫計画をもとに事務の配分、作業量等に応じ、これに充当すべき職員の確保を計画する。

##### (5) 予防教育及び広報活動

台風シーズン前等、適当な時期において、災害時の予防方法を新聞、広報紙等により広報活動を実施するとともに、衛生組織を強化しその協力を得て住民に対する予防教育を徹底する。

## 2 災害発生時の対策

### (1) 警戒体制の確立

予測される災害の規模に応じて必要限度の防疫組織を設け、状況に応じていつでも本部の編成に切り替えられるよう体制を整え、知事の指示、命令に対しても臨機の措置がとれ、県と一体的行動がとれるようにする。

### (2) 状況の把握

気象庁・警察・消防本部等の諸機関、団体等と連絡をとり情報の早期把握に努める。

### (3) 器具機材の整備

既に確保している器具の点検を行い、配置計画をたて、購入又は借上げを行うべき器具については、状況に応じ逐次調達する。

### (4) 予防教育及び広報活動

事前に準備されているパンフレット等の利用、広報車等により速やかに住民に対する予防教育及び広報活動を開始する。

## 3 災害防疫活動

### (1) 災害防疫対策本部の設置

災害防疫対策本部を設置し、班の編成、具体的計画の樹立を図る。

なお、知事の指示があった場合は、必要に応じて感染予防委員を選任し、必要な防疫活動に当たらせる。

### (2) 予防教育及び広報活動

住民に対する予防教育の徹底を期するため、広報活動を強化すること。この場合、特に社会不安の防止に留意する。

### (3) 清潔の方法

災害時は、汚物・土砂・竹木等の散乱あるいは堆積により、衛生環境が悪化し、感染症流行の端緒となるのが通常である。これらの衛生的処理に伴う作業は、その目的により感染症法、廃棄物処理法、災害救助法（昭和25年法律第303号）等、法律的根拠を異にして行われるが、清潔の方法は感染症法に基づき感染症患者が発生した地域及びその周辺の地域等に対しては、感染症予防の目的で衛生的処理を実施する。

① じん芥、汚泥等は埋立て、若しくは焼却し、又は適当な場所に投棄し、これらの汚物の収集及び処分については廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下、「廃棄物処理法施行令」という。）に定める基準に従って行う。

#### ② し尿の処理

浸水地域内のし尿処理は、感染症予防上極めて重要であるから、迅速、適切な処理が強く要請される。この処理は平常時はもちろん、災害時においても一般的には廃棄物処理法により行われるが、感染症患者が発生した地域及びその周辺地域については、知事の指示に基づき、感染症法による清潔方法の一環として実施する。

し尿の運搬及び処分については、廃棄物処理法施行令に定める基準に従って行う。

#### (4) 消毒の方法

感染症法の規定による知事の指示に基づき、市は速やかに消毒の準備を行うものとし、実施は感染症規則の定めるところにより行う。

##### ① 飲料水の消毒

ア 給水施設として井戸を利用している場合の消毒は、水量の50分の1の煨製石灰を乳状にしたもの又は水量の500分の1クロール石灰水を（クロール石灰5%、水95%）を投入し、充分攪拌した後12時間以上放置する。なお、特に必要ある場合は、全水量を汲み出して井戸さらいを行い新たに湧き出した水に対して、5,000分の1に当たるクロール石灰水を投入して約30分間放置する。

イ 給水施設が上水道又は簡易水道である場合は、塩素滅菌処理を確実に行うとともに管末における遊離塩素量を測定する。

通常の管末塩素量は、0.1ppm以上であるが、災害地を含む地域に給水する場合は、0.2ppm以上とし、給水施設が直接影響を受け断水後に給水する場合、特に水量不足による時間給水について、洪水等により特に水質が悪化した場合等では0.4ppm程度とする必要がある。

##### ② 家屋内の消毒

汚水等で汚染された台所、炊事場、炊事具及び食器棚等を中心にクレゾール水等の消毒薬を用いて噴霧又は拭浄し、食器等は煮沸消毒を行い、床下には湿潤の程度に応じ所要の石灰等を散布する。

##### ③ 便所の消毒

便所は3%の石炭酸水、クレゾール若しくはホルマリン水をもって拭浄又は散布し、便槽には煨製石灰末、石灰乳又はクロール石灰水をそそぎ、充分攪拌する。

##### ④ 芥溜及びその周辺の土地

芥溜及びその周辺の土地には石灰乳又はクロール石灰水を、溝きよには煨製石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を散布し、じん芥は焼却する。

なお、煨製石灰末は、乾燥した場所の消毒には適当でないので、この場合には石灰乳又はクロール石灰水を用いる。

##### ⑤ 患者運搬用器具等の消毒

病毒に汚染された資材等を運搬した器具は、使用の都度、石炭酸水、クレゾール水若しくはホルマリン水で拭浄又は散布する。

#### (5) 薬剤、器具等の確保は次により行う。

被災地域における薬剤の必要総量の算出基準は、おおむね次のとおりであるから、これに準拠して薬剤の所要量を算出し、手持量を確認のうえ、不足分を速やかに調達し、それぞれ適宜の場所に配置する。

##### <薬剤所要量の算出方法>

区分	薬剤の種類（例示）	薬剤量の算出方法
全壊・半壊家屋	クレゾール	全半壊戸数 × 200g
	普通石灰	全半壊戸数 × 6kg
	次亜塩素酸ナトリウム	井戸の数（概数） × 1340ml



(6) ねずみ族、昆虫等の駆除

① 災害時におけるねずみ族、昆虫等の駆除の対象地域は、災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、選択的、重点的に定め、できる限り自治会単位で実施する。災害の規模、環境衛生の状況等を総合判定して指定するものであるが、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として地域指定がなされる。

ア 県下で被害戸数 5,000 戸を超える場合

イ 一浸水地域で被害戸数 1,000 戸を超える場合(同一原因により同時に浸水を受けた一連の地域であって、市町村の行政区画にかかわらない)

ウ 県下における市町村又はその一部地域の被害が下表のいずれかに該当する場合

被害率	5%以上	10%以上	15%以上	20%以上	25%以上
市又はその一部地域の数	10 か所以上	7 か所以上	5 か所以上	3 か所以上	1 か所以上

エ 市又は市の一部の区域の被害率が 10%を超えている場合

オ 市又は市の一部の区域の被害率が 5%以上であって、その被害が集中的かつ著しいものである場合

カ 市庁舎等を含む中央地が甚大な被害を受け、市の機能が著しく阻害された場合

② 県の指示に基づき、市は速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

実施要領及び薬剤の使用基準によって行うが、災害時においては次の事項に留意する。

ア 罹災家屋については、無差別に行うことなく実情に応じ重点的に実施する。

例えば、床上浸水の地域であっても、水害が一過性で環境の汚染が著しくないときはねずみ族、昆虫等の駆除を必要としない場合があり、また、大部分が床下浸水を受けた地域でも期間が長い、あるいは汚物、汚泥等が広範囲に散乱し、ハエ等の発生が著しい場合は、家屋のみならず、それ以外の不潔な地帯にも広く実施する。

イ 家屋内においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及びごみ、汚物の堆積地帯に対しては、殺虫効果のある殺虫剤を使用する。

また、便所等に使用する殺蛆剤としては、オルソジクロールベンゾール剤等を用いる。

③ 薬剤、器具等の確保は、次により行う。

罹災地域における薬剤の総所要量の算出基準は、おおむね次のとおりであるから、これに準拠して所要量を算出し速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し、適宜の場所に配置しておく。

<薬剤の総所要量の算出基準>

散布場所、種類例	算出方法
家屋内 1%フェニトロチオン油剤等	指示地域内の罹災戸数×85.8 m <sup>2</sup> ×(1-0.5)×0.05% (家屋 39.6 m <sup>2</sup> の場合)
便所等 オルソジクロールベンゾール剤	指示地域内の罹災戸数×1 m <sup>2</sup> ×0.06%
家屋外及びごみ等 1.5%フェニトロチオン粉剤等	指示地域内の罹災戸数×56.1 m <sup>2</sup> ×15 g (敷地 56.1 m <sup>2</sup> の場合)

(7) 家庭用水の供給等

家庭用水の供給については、本編第3章第14節給水計画に準じて実施するほか、衛生的処理についての十分な指導と配水容器の衛生的処理に留意する。

(8) 患者に対する処置

- ① 災害地において感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに感染症指定医療機関に収容の措置をとる。
- ② 交通途絶等のため感染症指定医療機関に収容することが困難な場合は、できるだけ近い被災地域内の適当な場所に臨時的隔離施設を設けて収容する。ただし、やむを得ない事由によって隔離施設への収容措置をとることができない病原体保有者に対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生的な処理等について厳重に指導する。

(9) 避難所の防疫指導

避難所は施設が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、県防疫職員の指導のもとに市における防疫活動を実施する。この場合、施設内で衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

(10) 報告

次に掲げる報告は、所定の様式により筑西保健所長を経由して知事に提出するものであるが、概要はできるだけ電話をもって事前に報告する。

- ① 被害状況
- ② 防疫活動状況
- ③ 災害防疫所要見込額

(11) 記録の整理

災害防疫に関し整理すべき書類は、おおむね次のとおりである。

- ① 災害状況報告書
- ② 防疫活動状況報告書
- ③ 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- ④ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
- ⑤ 家庭用水の供給に関する書類
- ⑥ 患者台帳
- ⑦ 防疫作業日誌
- ⑧ 防疫経費所要額調及び関係書類

4 災害防疫完了後の措置

(1) 災害防疫完了報告

市長（本部長）は、災害防疫活動を終了したときは、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、筑西保健所長を経由して知事に提出する。

(2) 災害防疫経費の精算

災害防疫に要した経費は、他の防疫活動に要した経費とは明確に区分し、防疫活動終了後、直ちに精算を行う。

## 第19節 災害廃棄物の処理

被災地におけるごみ及びし尿の収集、処理等の清掃業務を適切に行い、環境衛生の万全を期す。

具体的な計画は、震災対策編第3章第7節応急復旧・事後処理「第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去 1 災害廃棄物の処理」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第19節 災害廃棄物の処理	—	経済環境部生活環境班、総務部広報班、県、筑西広域市町村圏事務組合

## 第20節 死体の搜索及び処理埋葬

風水害により、現に行方不明の状態にあり、又は周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、災害の際に死亡した者については、死体識別等のための処理を行った後、死体の応急的な埋葬を実施する。

具体的な計画は、震災対策編第3章第7節応急復旧・事後処理「第5 行方不明者等の搜索」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第20節 死体の搜索及び処理埋葬	—	総務部広報班、市民生活部市民班、市民生活部搜索班、消防団、消防本部、県、結城市医師会、日赤茨城県支部、関東信越地方医務局、全国霊柩自動車協会、自主防災組織、ボランティア、筑西広域市町村圏事務組合

## 第21節 障害物の除去

風水害により、住居又はその周辺に運びこまれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の日常生活を保護する。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 実施機関	—	都市建設部土木班、都市建設部建築班
第2 障害物の除去	1 建築関係障害物の除去	都市建設部土木班、都市建設部建築班
	2 道路関係障害物の除去	道路管理者
	3 河川関係障害物の除去	河川管理者

### 第1 実施機関

障害物の除去は、市長（本部長）が実施する。ただし、災害救助法適用時は知事が自ら行うことを妨げない。市のみで困難な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

### 第2 障害物の除去

#### 1 建築関係障害物の除去

市は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等が日常生活に著しく支障を及ぼす場合は、その被災地における状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。当該市町村のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

#### 2 道路関係障害物の除去

道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換を緊密に行う。

#### 3 河川関係障害物の除去

河川管理者は、所管する河川について漂流物等障害物の状況を把握し、危険が認められる場合は除去を実施する。

## 第22節 輸送

被災者、災害応急対策員の移送及び救助用物資、災害対策用資材の輸送は、本計画の定めるところによる。

具体的な計画は、震災対策編第3章第4節被害軽減対策「第3 緊急輸送」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第22節 輸送	—	本部事務局消防防災班、総務部輸送班、経済環境部商工班、企画財務部総務班、企画財政部財政班、消防本部、県、自衛隊、鉄道事業者、茨城県バス協会、県トラック協会、県警結城警察署、県公安委員会、道路管理者

## 第23節 労務計画

風水害時において応急対策を実施する場合は、本市職員をもってこれらに充てるが、本計画は特定作業あるいは労力に不足を生ずる場合に、労務の供給を受けるための計画とする。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第23節 労務計画	—	総務部動員班、全職員

## 第24節 児童・生徒等の安全確保・応急教育等

風水害等により学校等の施設が罹災したり、あるいは地域の避難施設となった場合等により、通常の教育ができなくなった場合の応急教育を実施するための計画とする。

具体的な計画は、震災対策編第3章第5節被災者生活支援「第7 応急教育」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第24節 児童・生徒等の安全確保・応急教育等	—	教育委員会学校教育班、総務部施設班、教育委員会給食班、避難所担当班、県、各学校

## 第25節 自衛隊に対する災害派遣要請

風水害時に人命又は財産の保護のため、自衛隊について部隊等の派遣を要請する手続及び派遣内容について定める。

具体的な計画は、震災対策編第3章第3節応援・受援「第1 自衛隊災害派遣要請の実施及び受け入れ体制の確保」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第25節 自衛隊に対する災害派遣要請	—	総務部動員班、総務部輸送班、企画 財政部財政班、県、自衛隊

## 第26節 応援・受援

風水害応急対策の実施に当たり、近隣市町村・県・国をはじめ、防災関係機関・団体等との連携に関する事項について定める。

具体的な計画は、震災対策編第3章第3節応援・受援に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第26節 応援・受援	—	総務部動員班、総務部輸送班、本部 事務局消防防災班、企画財務部財政 班、企画財務部出納班、各班、消防 本部、県、自衛隊、指定地方行政機 関

## 第27節 農地農業

風水害に対する農林水産業関係の応急対策は、市、県、農政局、茨城森林管理署その他関係機関の協力のもとに本計画の定めるところにより実施する。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 実施内容	1 農地	経済環境部農業班
	2 農業	経済環境部農業班

書式変更: インデント: 左 0 字

削除:

## 第1 実施内容

### 1 農地

#### (1) 農地

農地が被災し、当該農地が湛水し自然排水を待つとき、復旧工事の施行又は農作物の生産に支障を生ずるおそれがある場合は、ポンプ排水工事等を行う。

#### (2) 農業用施設

##### ① 堤防

ため池堤防ののり崩れの場合における腹付工事及び土留杭柵工事を行う。

##### ② 水路

仮水路（素掘）木造置樋、木造掛樋、土管敷設工事及び揚水機工（応急）を行う。

##### ③ 頭首工

一部被害の場合は土のう積等を行う。

完全被災における石積工、杭柵工、枠堰、そだ堰工及び揚水機工（応急）を行う。

##### ④ 農道

特に重要な農道の必要最小限度の仮道、軌道及び仮橋の建設を行う。

### 2 農業

#### (1) 農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

#### (2) 家畜の応急措置

##### ① 風害

ア 被害畜舎の早期修理、復旧に努める。

イ 外傷家畜の治療と看護に努める。

ウ 事故圧死病傷畜の早期処理により余病の併発を防止する。

##### ② 水害

ア 畜舎内浸水汚物の排除清掃を図る。

イ 乾燥後畜舎内外の消毒を励行する。

ウ 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、あわせて病傷家畜に対する応急処置を行う。

エ 栄養回復のための飼料調達等に努める。

オ 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施する。

## 第28節 ライフライン施設の復旧

風水害により、ライフライン施設に被害が発生した場合、市、防災関係機関及び事業者は応急措置を実施し、住民の生活の安定確保に努める。

具体的計画内容は、震災対策編第3章第7節応急復旧・事後処理「第3 ライフライン施設の応急復旧」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第28節 ライフライン施設の復旧	—	都市建設部給水班、総務部広報班、都市建設部下水道班、筑西広域市町村圏事務組合、東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

削除:

## 第29節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策

風水害時における県防災ヘリコプターによる応急対策としては、その機動性を活かして被災状況等の情報収集、緊急物資輸送等の措置を実施する。

具体的な計画は、震災対策編第3章第4節被害軽減対策「第3 緊急輸送 3 輸送車両、ヘリコプターの確保」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第29節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策	—	総務部輸送班、企画財務部総務班、企画財務部財政班、消防本部、県、自衛隊、鉄道事業者、茨城県バス協会、県トラック協会

削除:

改ページ

## 第30節 郵政事業に係る措置

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等、被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

具体的な計画は、震災対策編第3章第6節災害救助法の適用「第5 郵便関係」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第30節 郵政事業に係る措置	—	日本郵便株式会社

削除:

書式変更: インデント: 最初の行: 1字



## 第4章 災害復旧・復興対策計画

### 第1節 公共施設の災害復旧計画

災害復旧計画は、風水害発生後、民生の安定、社会経済活動の早期回復を図り、被災した各施設の原形復旧に際し、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を調査検討し、将来の被害に備える事業計画とする。

具体的な計画は、震災対策編第4章第2節被災施設の復旧「第1 災害復旧事業計画の作成」に準じる。

■対策の体系

項目	小項目	担当
第1節 公共施設の災害復旧計画	—	都市建設部復興班、各班

### 第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

具体的な計画は、震災対策編第4章第2節被災施設の復旧「第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成」に準じる。

■対策の体系

項目	小項目	担当
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	—	各班

### 第3節 被災者生活再建支援法の適用計画

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の目的は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活を支援する。

具体的な計画は、震災対策編第4章第1節被災者生活の安定化「第6 被災者生活再建支援法の適用」に準じる。

■対策の体系

項目	小項目	担当
第3節 被災者生活再建支援法の適用計画	—	本部事務局消防防災班、企画財務部罹災調査班、保健福祉部福祉班、被災者生活再建支援法人

## 第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

災害復旧事業の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行なう災害復旧実施及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

- 1 法律に基づき一部負担又は補助するもの
- 2 激甚災害に係る財政援助措置
- 3 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

具体的な計画は、震災対策編第4章第2節被災施設の復旧に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	—	都市建設部復興班、各班

## 第5節 義援金品の募集及び配分

風水害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。

市は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずる。

具体的な計画は、震災対策編第4章第1節被災者生活の安定化「第1 義援金の募集及び配分」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第5節 義援金品の募集及び配分	—	企画財務部出納班、企画財務部財政班、県、報道機関

## 第6節 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

風水害により家族を失い、精神又は身体に著しい障害を受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく市の条例に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

具体的な計画は、震災対策編第4章第1節被災者生活の安定化「第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第6節 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	—	保健福祉部福祉班、企画財務部罹災調査班、経済環境部農業班、経済環境部商工班、都市建設部建築班、市社会福祉協議会

## 第7節 生活福祉資金の貸付

「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、風水害により被害を受けた低所得世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められる者について、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸し付けを行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として災害援護資金及び福祉資金の住宅の改築、補修等に必要な経費の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、更生資金、福祉等資金、療養・介護資金、修学資金及び緊急小口資金に限り、貸付対象とすることができる。

具体的な計画は、震災対策編第4章第1節被災者生活の安定化「第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給」に準じる。

### ■対策の体系

項目	小項目	担当
第7節 生活福祉資金の貸付	—	本部事務局消防防災班、企画財務部罹災調査班、保健福祉部福祉班、市社会福祉協議会